

令和2年12月8日

### 1. 出席議員

1番	中島	信二	13番	大坪	久美子
2番	高山	正信	14番	寺尾	高良
3番	青木	勉	15番	栗原	吉平
4番	川口	堅志	16番	三角	真弓
5番	橋本	正敏	17番	森	茂生
6番	田中	栄一	18番	栗山	徹雄
7番	堤	康幸	19番	井上	賢治
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一
12番	服部	良一			

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局参事補佐兼次長	服部	敬
主 任	信國	美保子
書 記	中園	弘一

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	三田村	統之
副	市	松崎	賢明
副	市	鎌田	久義
教	育	橋本	吉史
総	務	原	亮一
企	画	石井	稔郎
市	民	牛島	憲治
健	康	松尾	一秋
建	設	山口	英二
教	育	原	信也
総	務	秋山	勲
財	政	田中	和己
防	災	古家	浩
定	住	平	武文
観	光	荒川	真美
商	工	山口	幸彦
新	庁	石川	幸一
環	境	石橋	信輝
子	育	平島	英敏
健	康	坂田	智子
介	護	橋本	妙子
建	設	轟	研作
農	業	松藤	洋治
林	業	若杉	信嘉
第	一	木村	孝
第	二	堤	辰幸
学	校	郷田	純一

## 議事日程第3号

令和2年12月8日(火) 開議 午前10時

日程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 堤 康 幸 議員
- 2 川 口 堅 志 議員
- 3 松 崎 辰 義 議員
- 4 森 茂 生 議員

---

### 本日の会議に付した事件

第1 一般質問

---

午前10時 開議

○議長(角田恵一君)

皆様おはようございます。一般質問2日目でございます。本日もよろしくお願ひいたします。

昨日、田中議員の一般質問の発言中、不穏当な部分があったのではないかという指摘がございましたけれども、録音記録を精査いたしました結果、そういった発言は認められませんでしたので、田中議員に対して修正、取消しは求めませんので、御報告いたします。

お知らせいたします。森茂生議員要求の資料をタブレットに配信いたしております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願ひます。

#### 日程第1 一般質問

○議長(角田恵一君)

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。7番堤康幸議員の質問を許します。

○7番(堤 康幸君)

おはようございます。7番堤康幸です。さきに通告しております中山間地域の振興と農林業の活性化について一般質問を行います。

中山間地域では、長年にわたり集落人口が減少してきました。その中でも、集落の運営が

地域住民の協力、特に元気な高齢者に支えられ、維持されてきたと考えています。しかしながら、最近では人口の減少が即世帯数の減少となり、今後の中山間地域での暮らしを思うとき、様々な対策の必要性を感じています。

八女市の持続的な発展には中山間地域の振興が不可欠であり、この件に関し、地域の声の中から特に農林業の活性化について、影響の大きいと考える5項目についてお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

#### ○市長（三田村統之君）

おはようございます。7番堤康幸議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、中山間地域の振興と農林業の活性化についてでございます。

最初に、携帯電話不感地域解消の現状と進捗はという御質問でございます。

居住エリアにおける電波の不感地域につきましては、今や携帯電話が市民の安全・安心、そして、便利な暮らしに欠かせないものとなっておりますので、その解消に努めているところであります。

具体的には、現状の課題を国や県、通信事業者と共有し、必要に応じて個別に通信事業者との交渉も進めております。

また、今後も地域から相談等があれば、速やかに現地を確認した上で通信事業者等と連携して改善に向けた取組を進めてまいります。

次に、集落間を連絡する道路整備の考え方はという御質問でございます。

道路、河川等の整備、維持管理につきましては、地元からの要望に基づき事業を進めております。中でも維持管理につきましては、地域の理解と協力が必要不可欠と考えております。

市では、道路河川愛護活動に対して報償金制度を設け、運用を行っておりますが、過疎、高齢化などにより道路河川愛護活動が年々厳しい状況にあるなど、行政区などから様々な意見をいただいております。

現在、意見、要望を踏まえ、来年度の事業に反映できるよう、事業の検証を行い、制度の見直し作業を行っているところでございます。

地域の様々な実情により、本制度ではカバーできない問題もあるため、地域の実態を把握し、あらゆる施策を講じていきたいと考えているところでございます。

次に、親元就農者への支援策はというお尋ねでございます。

親元就農者への支援策につきましては、国の農業次世代人材投資事業の活用により支援を行っております。

まず、就農前の支援として、指定された研修機関及び先進農家において技術習得等の研修を受ける者に対して、研修終了後1年以内の親元就農を条件に交付金の給付を行っております。

また、就農後、経営が軌道に乗るまでの間の支援として、就農後5年以内に経営を継承し、かつ新規品目の導入等経営発展に取り組むことを条件に交付金の給付を行っております。八女市といたしましても、就農者への追加支援策として、就農前及び就農後に補助金を交付するなど就農促進に努めております。

次に、公有林管理の現状と今後の活用策はというお尋ねでございます。

令和元年度の公有林管理施業において、下刈り、間伐などの保育施業を45ヘクタール実施しています。

公有林の活用につきましては、現在、林業労働の安全と伐倒技能等の向上を目的とした伐倒技能選手権大会や市民ボランティアなどに活用しているところですが、今後は林業従事者等の担い手育成への活用も図りながら、林業振興への効果的な利用促進を進めてまいります。

最後に、自伐型林業の推進と今後の支援策はという御質問でございます。

八女市内の森林整備、保全をさらに推進していくためには、自伐型林業者などの育成、確保を推進していく必要があると考えております。

自伐型林業を推進していくには、自らが所有する山林での経営管理とともに、他の所有者などの森林を施業管理することで経営の安定化を図っていく必要があります。

そこで、令和元年度から施行された森林経営管理制度を活用し、経営管理が実施できる施業地を確保するシステムづくりを進め、自伐型林業などの育成と推進につなげてまいります。

以上、答弁申し上げます。

#### ○7番（堤 康幸君）

中山間地域の一番の課題といたしますか、問題は、これは八女市全体でもそうだと思いますけれども、人口がだんだん減ってきておると。それに、先ほど申し上げましたように世帯数が減ると、これが特に問題になっていくのではないかと考えております。

その中でも、携帯電話がいまだに通じない不感地域があるということで、第4次八女市総合計画の中で不感地域の解消を課題に掲げてありましたけれども、現状はどうなっておりますか、お尋ねします。

#### ○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

前回の御質問の折に、不感地域については市内3か所ということで御答弁差し上げておりました。

その間、不感地域の解消に努めてまいりまして、現在は黒木地区と矢部地区、そして、星野地区にそれぞれ1つずつございましたが、黒木地区につきましては解消いたしております。矢部地区につきましても、現在、民間事業者によるアンテナ整備が進んでおりますので、こ

ちらについても解消の見通しを持っているところです。

ただ、星野地区につきましては、5世帯7名の方が不感エリアにお住まいでございましたが、そのうち3世帯3人お住まいの地域がございますが、実際こちらの現地を民間事業者等にも見ていただいた経過がございますけれども、複数の鉄塔が必要ということで、かなり地形的に通信環境に厳しいという御返答でございました。

一方、そこにお住まいの方からも現状では固定電話で足りているというお話でもございますので、今後、その3世帯3人の地域から携帯電話の御利用ニーズ、要望が出てまいりましたらば、近くには市の光ファイバーも通っておりますので、こういったものを活用した通信方法を御提案差し上げたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

いわゆる総合計画の中にある不感地域の解消というのは、住宅地ですね。それでもまだ1か所だけは解消に至っていないということですが、私がここで議論させていただきたいのは農林業に関してです。

広い八女市域の中で携帯が全くつながらないところで、この前も申し上げましたけれども、1日そこで仕事をする。これが安全・安心に対してどうなのかと。住宅のあるところでもつながらない、当然住宅の中まで不感解消が必要かということを考えられる人もおられるかもしれませんが、中山間地域の振興を図っていく上ではこれは絶対必要なことだろうと思います。

一昨年でしたか、農林業に関してということで、建設経済常任委員会から総務省のほうに不感地域の解消についていろいろ検証したいということでお伺いしたところ、それぞれ地域の特性の中で、住宅地以外のところの不感地域解消に向かって一生懸命努力をしてある自治体もたくさんあるようです。また、その結果、電力事業者、あるいは携帯電話の事業者、これは地元の皆さん方の協力の中で中継塔が建って、不感地域の解消に至ったというところの例も話を聞いてきました。大した負担金もなしにそういうことが実現したと。

そういう方法があるように研修の中ではお伺いしましたけれども、そういうところの調査研究をされたかどうか、お伺いします。

#### ○定住対策課長（平 武文君）

お答えいたします。

御指摘のように、今や、携帯電話というのは通話機能にとどまらず、インターネット網の接続ということで、社会にとっては欠かせない機能を持っているものでございます。事実、国の補助事業でありますとか民間通信事業者の整備の方針も、今年度から居住地エリアから道路を中心とした非居住地エリア、これは防災の観点が強いというお話でございますが、そ

ちらのほうに力点も移っているようでございます。

ただ、道路を含む不感地域の把握というのはかなり困難でございますので、我々ももちろんこういった事業の当事者として、当事者意識を持って地域の実情の把握というのは今後努めてまいりますけれども、ぜひ地域のほうからもそういった不感地域等のお困り等ございましたらば、こちらのほうに届けていただきたい。そういった実情の把握の中で進めてまいりたいと思っている事項でございます。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

それこそ今、携帯電話というのは、電話じゃなしに情報ですよ。情報をどう取るかということになっておまして、前回の質問の折に、携帯がつながるとというのは、林業従事者が安全に仕事をできるための最終的な一つの大きな手段ですよ。そのときの林業振興課長の答弁は、できるだけ複数で仕事をするように進めておりますという答弁をいただきましたけれども、つながらないところでは、安全・安心のためには当然そういうことだろうと思えますけれども、やっぱりこれを解消に向かって努力するというのは、当然農林業が基幹産業ということで、ありとあらゆる――要するに挨拶の中でやるとか、いろいろな計画の中にも八女市の基幹産業は農林業だとうたってあります以上は、それはそれなりの努力が必要だろうと思えます。

今、第5次八女市総合計画の審議がなされておりますけれども、諮問案の冊子をいただきましたけれども、この中には、取りあえず住宅地があと1か所で解消に向かうということで、地元からもそう大きな要望がないということで、そういうことも含めたところで携帯不感地域の解消という基本目標ですか、そういうことは書き込みがありませんけれども、ここはどういう理由ですか。

#### ○企画部長（石井稔郎君）

お答えいたします。

今、総合計画の第4次の後継として第5次の策定をしておまして、審議会のほうで審議中の内容でございますけれども、第5次の中では情報通信基盤整備として項目を複数挙げておるわけなんですけど、経緯を言いますと、第4次を策定した10年前というのは、まず情報インフラの整備をやるということが前提であって、例えば、光ファイバーを敷設するとか、防災ラジオの配付とか、コミュニティFM局を設立すると、そういったインフラの整備にかかっておまして、今後はそういった情報インフラを活用してスマート自治体を目指す、あるいは行政のサービス向上を目指す、あるいは地域にお住まいの住民の利便性を高めるといったところで、割とソフト的なところで展開をしていくと。例えば、AI技術の活用だとか、行政システムのオンライン化だとかです。あとはSNSを活用するだとか、ウェブサイ

トで展開していく、そういったことを情報通信基盤整備の中で今後10年間、八女市の方向性としては情報を活用してやっていくということを考えています。

ただ、議員御指摘のとおり、そのもともとの基盤として日常生活の中の必須アイテムであります携帯電話、これがおっしゃるようにどこでも使えるという整備はもちろん必須条件だと思っておりますので、ここは第4次総合計画と同様に取り組んでいくべき課題だろうと思っております。

第5次の中で力を入れるべきところを今申し上げたところでございますが、情報通信分野の技術というのは日進月歩であって、10年前からすると今の状況としては、例えば、5Gの登場だとかいうのが技術革新の中で出てきておりますので、今後10年間がどのような世界になっているのか皆目見当はつきませんが、今後、世の中の状況、あるいはそういったトレンドなどに目を向けながら、しっかり情報通信基盤の整備というのは取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

#### ○7番（堤 康幸君）

特別この計画の中に書き込みはない、それでも第4次の流れを引き継いでいくということによろしいですかね。それは5世代が今登場し始めていますね。特に世代が上がってくるとに使用する周波数がずっと上がって、物すごく直進性が強くなって、1世代、2世代に比べてどうしても中継基地が余計に要るようになるというか、距離が近くなると。そういう技術的な問題もあろうし、また今度、12月3日だったですか、ドコモが料金の値下げ、恐らくほかの大手2社も追随する可能性があると思いますけれども、こういうふうで携帯電話の料金が下がってくると、どうしても次に投資していく事業者の体力といいますか、そういうやつもちょっと心配になるわけですね。

それで、どんどん次の世代へ進化していくのは、それは当然こういう状況ですからうれしい限りというか、必要なことだろうと思ひますけれども、現状で最低のところがないところがあるわけですね。

八女市の場合、特に農林業が基幹、また、中山間地域でそこに人を住ませるというか、住んでもらう、暮らしていくといひますか、結局農林業になると仕事と人が一緒ですよ。これの振興というのは、市にとっては絶対必要条件だろうと思ひます。

そういう中で、中山間地域に暮らしていける、暮らしやすいような状況の一つ一つ肅々と解決していくというのが今必要だろうと考えておりますので、まず、携帯の不感というのは一つの大きな障害になると考えています。

それで、ここは何とか、定住対策課としてもしっかり知恵を絞っていただいて、八女市はどこに行っても携帯はつながると、最低でもですね。5世代とか、そういうどんどん情報を高速で通信できるようなそういうやつで——それはだんだん前の世代のやつは淘汰されてい



くことになると思いますけれども、取りあえず最低限の安全・安心が維持できるような方向で進んでいただきたいなと思いますので、今後の取組に対してどうされるのか、お尋ねをいたします。

**○定住対策課長（平 武文君）**

お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、携帯電話はただの通話にとどまらず、やはり重要な役割でございまして、もちろんそのエリアについては、先ほど申しましたように、防災の観点でありますとか、将来の移住・定住でありますとか、観光を中心とする産業振興、こういった点でもますます今後重要性は増してくると思いますので、地域の要望も伺いながら、しっかり取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**○7番（堤 康幸君）**

地域の要望が要るということですね。現状、どれくらいそういう担当課で把握をしてあるか。そういうところも含めて、1回、八女市全域を回って見たらどうですか。現状がどうか。恐らく筑後市は、不感地域はないでしょう。多分近隣で、広川は私も詳しく知りませんが、東のほうがある可能性はありますけれども、あまり広川で不感地域というのは聞きませんので。私も40年以上、ずっとミカンの関係ですけれども、畑回りを九州中しておりますけれども、結構そういう園地があるところ辺りの不感は、他県に行ってあまり不自由を感じることは最近はないですね。どちらかという、地元に戻ってきて、八女市内のほうがつながらないところが非常に多い。特に幹線道路で、今、運転中に携帯は使えませんが、幹線道路沿いでつながらないところが非常にある。少しずつ解消はしております。私の地元ですけれども、串毛地区も上田代の陣床集落が不感でございましたけれども、最近、KDDIのほうで中継基地を造っていただくということで一安心をしております。そういうところは結局携帯の乗換えで対応していくようにしてあるようでございますけれども、1回しっかり実態を調査された方がいいと思いますけれども、いかがですか。

**○定住対策課長（平 武文君）**

先ほど国なり民間事業者の方向が道路を中心とした非居住エリアの不感地域の解消に向かっていくということでお話を申し上げましたけれども、まさに今御指摘の点ですね、八女市にどれくらい非居住エリアの不感地域の状況があるのか、これを把握することが今、我々課の中でも真剣に議論しているところでございます。

一定、総務省のほうから84%ぐらいがエリア化されているという数字の提供もございましたので、県を通して国に対して八女市の不感エリアの状況を教えてくださいということで申込みをしておりますけれども、ちょっとその辺がうまく進んでいなかったり、携帯事業者にもそういった旨の問合せをいたしましたけれども、こちらでもデータとしてはいただけない

かったりということで、ちょっと困惑している状態でございます。

ただ、全市域をしっかり調査するというのは、なかなかこれは資源的——人的なもの、予算的なものですね、問題がございますので、もちろん繰り返しになりますけれども、我々も実態把握というのは、あらゆる局面を使って把握に努めたいと思いますので、ぜひ地域のほうからもそういった事情を伝えていただきたいということで、よろしく願いいたします。

#### ○7番（堤 康幸君）

分かりました。

それで、あと八女市には区長会と、非常に地域のことを十分把握してある区長さんがおられますので、そういうところのアンケートでもやられれば、課で一生懸命、今議論していただいておりますということであれば、そういうことも一つの方法として今後やっていただければと思います。

これはぜひ山手、要するに中山間地域でもしっかり安全に暮らせるようにするための非常に大事なポイントでございますので、今後とも少しでも地域が解消できるように努力をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

それでは、次の集落間を連絡する道路整備の考え方はということでお伺いしますけれども、道路河川愛護の補助金を交付していただいております、非常に地域としては助かっております。特に世帯数の少ないところが道路愛護の場合、施業距離が非常に長いと。平成30年ですかね、限度額を改正していただいて、100千円ということで、地域としては非常に助かる制度をつくっていただいたことには感謝しております。

ただ、先ほども言いましたように、世帯数がだんだん減ってくると、お金をもらってもできないというところが、今そうなりつつあると。

特に中山間地の道路というのは、路肩だけじゃないんですね。のり面が、川側に下側ののり面とか、山側にまたのり面がある。草ならば、場合によっては夏場に除草剤を使うとか、ほかに方法がありますけれども、今、一番心配しているのが陰切り、どんどん雑木とか、杉とか、そういう枝が張り出してきて、山側の一部で道路が使えないというところがありますけれども、ここが今からなかなか作業が大変かなと。

私は鹿子生行政区に住んでおりますけれども、昭和五十何年ですかね、内海建設大臣の頃、大臣表彰をうちの行政区は受けています。それは何かというと、県道吹春本分線の陰切りなんです。徹底して、上まで部落総出で陰切りしていました。

ただ、今そういうことがだんだんできなくなったというのは、要するにNTTの電話線、光ケーブルをまいた。それから、一部九電の電線があると。そういうところに機械を使って、高所作業車とかクレーン車とか持っていく。それには今の交付金では全然足りなくなりますので、そこら辺の今後に対しての考え方とかが何かありましたらお願いいたします。

### ○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

今議員がおっしゃられたとおり、3年前に制度を改正して報償金を上げさせていただいて、その後もいろいろ担当者で会議を重ねて、地元の意見等を今聞いている状況ですけれども、おっしゃられるとおり、草刈り作業、人手不足、高齢化というのは前からの課題なんですけれども、やはり危険を伴う作業がだんだん増えてきていると、今の補助金制度では使えないということですので、何らかできないかということで今見直し作業を行っておりますが、やはり高所作業車、また、重機、機械等による作業効率のアップが図れるということで、今、その辺をバックアップできないかということで検討しているところでございます。

### ○7番（堤 康幸君）

私も今日は本来、田代風流の日ですけれども、今回、コロナ禍ということで中止になっております。八龍神社だけは参拝せにゃいかんということで朝行ってきましたけれども、鹿子生から田代に行くとき、渡内鹿子生線、これも鹿子生と田代の間、場合によっては枝が出てきて、道路の半分しか使えないところがあるんですよ。そこは車がどんどん路肩のほう——外側線はほとんど見えないような状態になっておりますけれども、それでも草刈りだけは何とか今、道路愛護の中で対応しておりますが、そもそも今、草刈りも道の上を草刈りしているような感じなんです。路肩に落ち葉がたまったり、そこに土砂等がたまるところに草が生える。うちの行政区では集落協定でバケット付のトラクターを準備して、それでずっと路肩の整備は道路愛護のときにやっておりますので、草刈り、除草せにゃいかん場所がのり面だけということですが、この陰切りを何とかですね。ただ、所有者とかの関係もあつてなかなか難しい問題だろうと思います。

この報償金は市道にしか使えませんので、幹線が県道であるところは外さにゃいかんという問題もあります。陰切りの問題、今検討しておると言われましたけれども、具体的に今後どういう方向で行かれるのか、お願いします。

### ○建設課長（轟 研作君）

お答えします。

陰切りの高所作業車であったり、当然免許が必要で、オペレーターが必要になってきます。ですので、今検討しているのは報償金とは別の形で、例えば、市の管理班、当然免許を持っている者もいます。また重機、路肩の土砂取り、たまたま議員の行政区につきましては、そういう機械があるということですが、ないところもございまして、そういうところにつきましては、業者への委託も含めて検討をしております。

また、国道、県道の範囲が広いということで、その意見もたくさん伺っております。そこは県土整備事務所と協議をしておりますけれども、県土整備事務所も予算の範囲内でやられ

てはいるんですけど、なかなか広範囲にわたるといふことで、要望をいただいて、優先順位をつけてやれるところはやっていきますといふことで回答をいただいているところでございます。

**○7番（堤 康幸君）**

今、一番、この中山間地域の集落間の連絡道路の安全・安心の面からいふと、まず陰切りを何とかやっていきたいと。やれる分だけはほとんど、結局、自分たちが使う道路は自分たちである程度守っていくといふのは当然のことだろうと思ひますけれども、やれない部分、今課長も言われましたけれども、どうしてもこのままでは危険だといふのも結構あります。

先ほども携帯の不感についても言ひましたけど、行政区長会あたりでそういう危険箇所を出していただいて、一番優先的にやらにゃいかん部分からそういう形で市のほうでやっていただければ、行政区としては物すごく助かるのではないかなと思ひます。

結局、ふだんのできる作業は、こういう報償金をいただく中で対応できる部分は十分するといふのは習慣づけされておりますけれども、どうしても人が減ってくるとか、だんだん高齢化が進んでくる。たまたま今は70代、80代がまだ元気で、草刈り機の取扱いにはかえって若い人より技術的にはうまい人が多いために助かっておる面、特に串毛地区の場合はそういう印象を受けます。よそのことはよく分かりませんが、ただ、行政区内でできないところ、そういうところだけの支援といひますか、対応をぜひ市のほうでお願いしたいと思ひますけれども、そこら辺についてもう一回よかったらお願いいたします。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えします。

やはりそういった作業が地元の方々ではできないという箇所は数多くあると思ひます。

先ほど言われましたとおり、地元の区長会、そういうところから校区内の要望を挙げていただいて、当然現場を確認させていただいた上で優先順位等を設けて、できる限りやっていきたいと考えております。

**○7番（堤 康幸君）**

ぜひよろしくお願ひします。

今、おかげさまで、何人もはいない学生の登下校にスクールバスを回していただいております。車高が高いために、枝が出ておると中央線を越えて走らにゃいかんような場所も結構あります。私も平成22年から4年間区長をさせていただきましたけれども、そのときの一番のあれは、まずスクールバスが安全に通れるようにといふことで優先して陰切りをしておった経験もあります。校区別にそういう危険箇所を出して、その中から現場確認の上で整備をしていただくといふことでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次へ行きます。

農林業の関係ですけど、親元就農者への支援、結局農林、特に農業の後を継いでいくというのは、親元就農が基本だろうと思います。新規就農も確かに大事なことですけれども、まず親元就農がどんどんできるような状態にならないと、いよいよ農林業の、農業の衰退というのは目に見えたような状態になりますので、ここら辺について農業振興課としての考え方をお願いしたいと思います。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

現在、八女市では、親元就農を含む新たに農業経営を目指す就農者支援として国の農業次世代投資事業を活用して支援を実施しております。

議員がおっしゃるとおり、特に親元就農される方も新規就農される方も一緒なんですけど、担い手が不足しているという形で認識しておりますので、今後も支援事業につきましては、親元就農を含む就農事業については積極的に取り組んでいく考えでございます。

以上でございます。

**○7番（堤 康幸君）**

積極的に取り組んでもらうということですが、具体的にどういうことをされるんですか。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

国の事業につきましては、技術習得の研修支援となる準備型、経営開始後の経営の安定支援として経営開始型、この2つの交付金に分類されます。

親元就農につきましては、一般的な新規就農者よりも農地、農業用施設の確保や家族労働の確保など農業経営が安定しておりますので、事業採択等の条件といたしまして、就農後5年以内に親の経営を継承すること、経営の安定を図るために新規品目を導入することなどが条件とされております。交付額につきましては、準備型、経営開始型ともに年間最大1,500千円となっております。

また、八女市といたしまして、独自に就農支援策といたしまして、準備型に1年当たり300千円、経営開始型に1年当たり親元就農の場合は最大500千円の補助を上乗せして、市のほうとして支援を実施しております。

以上でございます。

**○7番（堤 康幸君）**

国の次世代型のあれですかね、青年就農給付金の名称が新しく変わったわけですね。どうも親元就農に対してはかなり条件が新規就農者に対して厳しい、単純に比較して厳しい面があると思いますけれども、今言われた農地の確保と。技術的な面も含めてだろうと思いま

すが、実際私もずっと農業の現場におりますけれども、今はかえって農地の取得あたりは、うちにない人というか、新規就農者のほうが場合によって、場所次第ではより取り見取りですよね。ここを貸してくださいと言えば、即生産可能な畑が結構出てきておるといっても、後継者がいないために放置寸前になっておる畑もいっぱいあります。

ただ、これは国の事業で、国の決まりでやっておりますので、そこをいろいろ言ってもここでは始まらないことだろうと思いますけれども、新規就農者並みに親元就農者もリスクを負うというのが、端的に言えばそういうことだろうと思いますが、そのために新規作物を作れとか、親と同じ栽培形態では適用がないとか、そういう話を聞きますが、この場合はリスクがあるとか、この場合はリスクがないとか、この判定はどなたがされるわけですか。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるリスクにつきましては、新規作物の導入とか新技術の導入、あと販売ルートの新たな確保とか、そういった部分のリスクを親元就農する場合にはしよいなさいよというルールになっております。

この基準を決めるものにつきましては、基本的に地方自治体の判断でいいですよということになっておりますので、八女市の場合につきましては、収入金額のおおよそ3割程度をそういうリスクで賄いましょうということで、内規のほうで取組を進めておるところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

これは佐賀県で直接付き合いのある農家であった事実ですけれども、親が多少体調が悪くなって、外に出てあった息子さんが帰ってきて就農するというので、結局、まだ前の青年給付金、次世代人材投資事業じゃないときのあれですが、ミカン農家ですけれども、親と同じやつをそのまま受け入れればこういう認定を受けられないと。そこで普及センターが勧めたのが、隔年交互結実栽培をやってもらうと対象になりますということで、一部の畑にそのやり方を入れられて、要するになる年と休ませる年を1年交代でやると。

私もミカンの業界に50年おりますけれども、こういうことを補助金の対象の中で、毎年取らなければならないと指導せにゃいかんのを1年越しにならせる技術を導入したらこういう制度が適用されますよというのは、ちょっとびっくりしたんですよ。温州ミカンの場合、割と隔年結果がしやすい。各地の試験場で、佐賀は特に上場の試験地辺りで隔年交互結実のそういう栽培技術をやって推進をしておった関係もあるだろうと思いますけれども、毎年ならせる努力をせにゃいかんのに、そもそも1年交代でならせるような畑を作ったら給付金の対象になりますと。

これは佐賀県の例ですが、こういう補助金の使われ方じゃなしに、現状が毎年なりよらんというか、いわゆる隔年結果をしようとなら、毎年、連年結果をさせますからそういうやつは対象になるというほうが正解だろうと私は思うんですね。

八女市にはそういう例はないかもしれませんが、今流れがどうも温州ミカンが隔年結果しやすい。恐らく研究方からすると、これは連年結果させるのは無理というその結論から、どうせならなら値段のいいときにならして、安いときには休ませろと、何かそういう物すごく単純な考え方だったと思いますけれども、そこから逆に言うと、じゃ、毎年ならせるための栽培をやりますから対象になりますかといったら、こういう場合はどうなりますか。

#### ○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

温州ミカン、特に隔年結果が昔から課題になっておるものと認識しております。議員がおっしゃったとおり、隔年結果をあえてさせて、収量を安定させるというやり方もあるかと思えますけど、限られた面積の中で集約した農業管理をやっていく上では、毎年結実させたほうが私個人としても正解ではないかと判断しております。

八女市においても、温州ミカンの親元就農の相談があります。そういったときには、基本的に専門の相談員を設置しておりますので、そちらのほうと十分議論をし、栽培面積、収量、単価に見合ったような取組を進めております。八女市の場合、基本的には労働力を分散、多角化経営を推進しておりますので、温州ミカンの管理作業で時間が取れるところでの野菜であったり、そういった品目の導入とかを進めているところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

何か経営者の技術論に振り回されておる面が物すごく今、特に温州ミカンの場合はあるように感じます。基本的には毎年ならせるというのが経営の基本で、そこからいろいろな技術が派生せにゃいかんと思えますけれども、どうも今、現状がそういうことではない。できれば、課長が今おっしゃいましたように、毎年ならせるというのが経営安定の一番の基本でございまして、特に今、気候変動の影響で、いろいろな面で物すごく悪い影響も出てきております。災害が激甚化したとかですね。

ところが、事、温州ミカンの栽培に関しては、今、八女市は気候変動の恩恵を受けておる地域だと私は思います。いっぱい農地は空いていますし、今、稼げる作物だと思っておりますので、そういうところをしっかりと振興をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

次、4番目ですけれども、公有林の管理の現状と今後の活用策、それから、5番目に挙げております自伐型林業の推進と今後の支援策、特に自伐型林業に関しましては、昨日、牛島

議員のほうからもかなり突っ込んだ議論がされておりますので、これはちょっと併せてやりたいと思います。

公有林の管理の現状をまずお伺いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

公有林の管理につきましては、現在、森林経営計画を主体としまして、各支所ごとに公有林管理専門委員さんというのがいらっしゃいます。この方々の御意見を基に毎年の施業計画と施業の実施を行っております。

市長答弁にもございましたように、令和元年度におきましては、詳細を申しますと、間伐が約30ヘクタール、下刈りで12ヘクタール、造林を約3ヘクタールということで、大体45ヘクタールぐらいを森林組合、もしくはクリエイトやベなどの市内の林業事業者への発注によりまして施業を実施しているところでございます。

あわせて、ソフト的な取組としましては、現在、公有林、適正な管理保全を目的として、市の財産としての経済林として実際に施業等を行っているところでございますが、景観も踏まえた広葉樹への転換等の施業も進めているところでございます。

あわせて、技術・技能向上のための研修の場としてや、ボランティアの場としての活用も図っております。今後におきましても、特に最近では家具等の活用にも注目されております落葉高木の早生樹、センダンですね、こちらの植栽などの試験林としても活用を計画しておるところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

令和元年の決算書によりますと、公有林の保全管理事業費として27,812千円が上がっております。財産の売却、立木の売却収入ということで7,366,783円ですか、これは単純にいきますと、公有林だけでいうと20,000千円ぐらいの経費の持ち出しということですよ。決算書上、決算に関わる資料の中で、今、公有林が580.54ヘクタール、監査意見書の中には576.92ヘクタール、ちょっと数字が違ってきます。

この件と、今の経費と収入のこの数字でいいのか、お伺いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の数字の相違の件につきましては、前回の委員会的时候にも御指摘いただいたところでございまして、現在、監査資料に載せています数字というのが地域森林計画での数字を基に各支所管内ごとの数値で計算しておりますので、4ヘクタールぐらい、実際の財産台帳といえますか、そちらのほうとは違ってきますが、詳細について現在調べてございまして、そういった四捨五入の関係で4ヘクタールぐらいの数値の相違が出ておりますので、そこらあたりは財産台帳に合わせた監査資料等も、今後、数値に修正をしていきたいと考えておるところ



ろでございます。（「決算、あと収支の関係の考え方」と呼ぶ者あり）収支の関係ですかね。

現在、令和元年度におきましては、先ほど議員言われましたように、事業費が20,000千円強しているところでございます。大体毎年平均がそのくらいの状況でございまして、それに基づきまして、併せて国、県の造林関係の補助を活用しておりますので、歳入につきましてもそこらあたりが上がっております。

市の負担がもちろん発生してきますので、そういった部分では一般財源で対応しているところでございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

九州大学の佐藤先生ですかね、今年の夏、「地域の未来・自伐林業で定住化を図る」という本を上梓されております。課長も読まれたようですが、感想をお伺いします。

#### ○林業振興課長（若杉信嘉君）

自伐型林業を中心にそういった取材——取材といいますか、全国を回られて、1冊の本も出されております。その本も私、全部読んだところでございます。昨日の議員からの一般質問の中でもありましたけれども、八女市の活用例というのも出されております。

そういった部分では、やはり自伐林化というのは、特に八女市でも一人親方さん、そこらあたりはほとんどが自伐型林業をされてあるところでございますので、今後につきましても、そういった自伐林化の育成、それから、今後の担い手の確保等にも、全国の事例も活用しながら八女市としても取組を進めていかなければならないと考えているところでございます。

#### ○7番（堤 康幸君）

今、ネットで自伐型林業ということで検索するとかなり情報が出てまいりますけれども、その中のほとんどはNPO法人自伐型林業推進協会の中嶋理事長ですか、あの方の関連情報が多いようですが、佐藤先生の本にしても、結構山で食えるんだと、林業でですね。自伐林化というのは結構厳しいと思います。山林から求めにゃいかんのですが、自伐型林業ということで、自分の持ち山じゃなく借りるとか、請け負うとか、そういうことで結構収益が上がると、佐藤先生の本の中にもほとんどそういう形で山を守って、山で結構いい収入を得る。また、いろいろな自治体が地域おこし協力隊あたりを使いながら地元の産業を守る。また、それに応じて定住化もできておるといいますか、結構一石二鳥、三鳥のような情報がいっぱい載っております。

公有林が、これは単純に四捨五入して580ヘクタールでいいですけども、これだけの面積があるわけですので、ここをもうちょっとうまく活用できないかと。自伐型林業のモデル林というのを物すごく中嶋理事長が言われます。やっぱり見本になる場所があるかないかで、次に取り組む人たちの意識も変わってきます。

この「自伐型林業の手引き」、ふくおか自伐型林業経営研究会のほうから出ております冊

子、これは課長から紹介いただいて、私もダウンロードしましたけれども、この中に事例紹介として、糸島市林業研究クラブが糸島市の市有林約20ヘクタールの管理に関する協定を糸島市と締結し、グループでまとめた事業地を確保している。ここは何か詳しく調べられましたか。

**○林業振興課長（若杉信嘉君）**

糸島市の例につきましては、早速私のほうも、現地にはちょっと出向く時間がありませんでしたので、電話で問合せをいたしました。

担当課のほうにももちろん確認をしたところなんですけれども、公有林を使って、現在のほうで森林・山村多面的機能発揮対策交付金というのが、これは農業関係でも若干ありますけれども、そういった多面的機能の発揮対策に対する交付金ということで、里山林を活用した地域グループの活動に対して国の補助をやっていくと。それを活用して公有林を糸島市の場合は提供しているというところでのお話を、概略ですけれども、伺ったところでございます。

そういった部分では、やはり私どもとしましても、特に今後におきましては、市の財産でありますから市有林の適正管理というのはもとよりなんですけれども、市長答弁にもございましたように、森林経営管理制度により民有林あたりも今後市に所有者の意向で委ねられる可能性が出てきますので、それを総体的に踏まえて公有林の活用につきましても、そういった優良事例といいますか、全国の事例も参考にしながら、そういったシステムづくりを今後公有林の活用も踏まえてしていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（角田恵一君）**

堤議員、時間が迫っておりますので、よろしくをお願いします。

**○7番（堤 康幸君）**

せっかく公有林がありますので、そういう中に自伐型林業のモデル林ができるような場所があると思いますので、そこをうまく活用していただいて、ぜひ自伐型林業の推進を今以上にやっていただきたいと。

鳥取県の智頭町とか島根県の津和野町、高知県の佐川町とか、優良事例がいっぱいあると紹介もされておりますので、我々としてもまたこういう現地を見させていただいて、改めて勉強もさせてもらいたいと思います。

農林業が活性化しないと絶対八女市の発展はないと思っていますので、ぜひそういう関連の課長さん方、よろしく御奮闘をお願いしたいと思ひまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

7番堤康幸議員の質問を終わります。

午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時9分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

4番川口堅志議員の質問を許します。

○4番（川口堅志君）

皆さんこんにちは。4番川口堅志でございます。市長におかれましては、4期目の当選おめでとうございます。大変ですが、また頑張ってくださいと思います。

新型コロナウイルス感染状況は、11月末より新規感染者の増加傾向になっております。福岡県においても、12月5日時点で陽性者数は6,019人に上っております。近隣の自治体でも発症されており、ますます厳しい状況になっております。

一方では、生活もままならない状況に陥り、将来仕事があるだろう労働賃金を担保に金を借りる法規制がない悪質なファクタリングに陥っているところもあります。年利1,300%にもなるヤミ金まで手を伸ばさざるを得ない状況も現実でございます。コロナ禍はまだまだ予断を許さない状況ですが、このままでいいのか、自問自答の毎日でございます。

こうした状況の中、毎年多くの観光客でにぎわった地域での祭りやイベント、また、地域に受け継がれている伝統的な祭りなど、今まで携わってきた商店や、個人事業者、祭り関係者など、経済的損失は計り知れないものがあります。八女市におかれましては、様々な支援策が取られ、市民の皆様も感謝をされていますが、これからも支援のほど何とぞよろしくお願いいたします。

本日の一般質問、しばらくの間お付き合いをお願いいたします。

八女市の経済活動について、1、コロナ禍の中、今後の式典、イベント等開催予定はどう考えているのか、2つ目、飲食業等のコロナ対策ガイドラインはどうなっているのか、この2点をお伺いいたします。

あとは質問席にて関連の質問をいたします。よろしくようお願いいたします。

○市長（三田村統之君）

4番川口堅志議員の一般質問にお答えいたします。

八女市の経済活動についてでございますが、まずコロナ禍の中で今後のイベント、式典等の開催予定はどう考えているのかという御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況につきましては、全国的に新規感染者数が増加傾向にあることから予断を許さない状況でございます。そのような中、イベントは性質上、不特

定多数者への集団感染リスクが考えられます。本市においても、国及び県の方針を踏まえて、市主催行事等だけでなく、地域で行われる各種行事や活動、イベント等においてもコロナ前と同じ内容の行事などを開催することを目指しながらも、地域の感染状況等の影響を考慮しつつ、各種団体と連携を図りながら、適切な感染防止対策を徹底した上で対応してまいります。

次に、飲食店等のコロナ対策ガイドラインはどうなっているかという御質問でございます。

飲食店等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドラインについては、国が業種別に示しております。

また、福岡県が取り組んでいる感染防止宣伝ステッカー事業に、感染防止対策チェック項目を業種ごとに示しており、申請時にチェックし、確認するようになっております。

各飲食店は、それらのガイドラインに基づき、感染防止対策に取り組んでおられると認識いたしております。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○4番（川口堅志君）

それでは、担当課長にお伺いをいたします。

来年春には地域の実行委員会が主体となって開催が予定されている観梅会、そして、黒木大藤まつり、それから、八女・桜まつり健康マラソン大会などたくさんありますが、市が主体となって開催する名刺交換会、消防出初式、それから成人式等々、小規模開催や中止がなされておることですが、本当にこのままで何も先へ進まない気がいたします。八女市におきましては、安全対策を講じれば開催は可能な式典もあるかと思いますが、野外での開催はどの規模まで容認されているのでしょうか、お伺いいたします。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

議員のどの程度の規模で容認されるかという御質問でございますが、12月1日、国からの方針で示された催物、イベントですね、その開催につきましては、開催制限並びに福岡県が主催するイベントへの対応、こちらを参考に八女のほうでもイベントを実施しているところでございます。

例えて挙げますなら、規模は屋内イベントであれば、収容率の約50%もしくは上限5,000人、室外におきましても十分な間隔を空けて実施するというテーマの下で、こちらも上限5,000人規模ということで実施の容認をしているところです。あくまでも市のほうではないというよりも実行委員会、こちらのほうと検討していきながら実施のほうを進めているような状況でございます。

#### ○4番（川口堅志君）

収容人員については分かりました。それらのイベントには当然来賓等が招かれると思いますが、現状を考慮すれば屋内での来賓参加は不可能な状態ではないでしょうか。しかし、今後の見通しとして来賓等の参加は屋外での式典も強固な自粛が必要だと考えられますか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

観光振興課が所管する市自体のイベントの御来賓につきましては、申合せでこうしようということは決めておりません。そのために強固な自粛を要請するものではないのですが、屋外、屋内併せてですが、式典をされる場合には間隔を持つ、御来賓の皆様おいでになりましても間隔を持って出席していただけるようなイベントもしくは式典になるように連絡をしているところでございます。

大型テントという形になりまして、お隣の距離を1メートル、2メートルあわせたところで実施するというところで、関係団体や施設などにはそういうことで御案内して式典をするように伝えているところでございます。

以上です。

**○4番（川口堅志君）**

屋内のイベント等は非常に厳しい状況とは思いますが、それでも福岡のデパート等では北海道物産展等が開催をされております。国のデータ等でも感染経路は施設、それから家族等が多く、イベント等の感染は減少しているとのことでございます。特に野外でのイベント等は安全対策を徹底すれば開催可能なものがあると思われませんが、どうお考えでしょうか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

議員がおっしゃったように、確かに多くのデパート等のイベントはにぎわっているかと思えます。この安全対策につきましても、先ほどお話をしました12月1日付での国の方針並びに福岡県が主催するイベント、こちらの定義によって実施並びに開催についての情報を出しているところでございます。開催相談があった場合、もちろん観光振興課のほうにイベントをやりたいんだけどという相談があった場合には、指針どおり徹底した感染防止策としてのマスクの着用であったり、大声を出さないとか、基本的な感染防止のガイドライン作成により、手指洗いの遂行であったり、消毒、換気、そういう安全対策を取ることで開催されるように伝えているところでございます。また、この情報提供につきましても、ウェブ上での安全対策を出させていただいているところです。

以上です。

**○4番（川口堅志君）**

現状としてのイベント等に伴う市の方針は分かりました。

観光振興事業としての今後の取組についてお伺いいたします。

先日より市外の観光地を数件聞き取りに行ってきました。岐阜の高山の旧家通りでは、外国人観光客がいない割には例年の70%の観光客がいると回答がありました。どこの観光地もかなりの人数が出ております。にぎわっております。これから八女市のイベント等は現在自粛しているようでございますが、観光政策としての取組は今後どのようにお考えでしょうか、お伺いします。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

コロナの状況がはっきりしないという状況の中で、今現在、じゃ来年、イベントをどうするかというものの開催については非常に判断が難しい、これが実情でございます。特に現状を見ていただきますと、国が出しました9月以降のGo To トラベル、または11月以降のGo To イート、こちらによって観光客が戻ってくるかなと思っていたところ、また先週終わりぐらいからの爆発的なコロナの患者数の増というところで、今後どう観光客に対して入り込み客を増やしていくのかというのは本当に厳しいし、また問題的にも大きなところになります。

ただ、そういう状況を指をくわえて見るというわけではないですが、ぼうっと傍観しているわけではございません。八女市の観光につきましては、現在、お客さんが来られない間に観光の充電期間ということで、この時期に準備期間と位置づけて、例えば、ハイクラスのちょっとお金を持ってあるお客様向けのツアーの検討であるとか、また、滞在型観光に伴う宿泊ツアーや、ロングステイと言われる少しだけ長い期間、滞在していただいてお金を落としてもらうような企画、こちらのほうの計画を行っているというのが今の状況になります。

また、この時期だからこそウェブやSNSを使った情報発信やプロモーション、こちらのほうを進めていくところです。イベント開催ができない分、お客様はお見えにはなりません、日々八女に訪れていただけるような観光事業の政策を進める中でも、今この時期にそういう地場を作るというところを観光事業として取り組んでいきたいと考えており、八女の観光資源の魅力向上、こちらをテーマとして実施していこうと思っているところです。

以上です。

#### ○4番（川口堅志君）

御回答ありがとうございます。私も地元やイベント出展関係者から、コロナ禍によりイベント等の縮小や中止により収入源を断たれてしまい、生活もままならない状況の方がたくさんいらっしゃいますと報告を受けております。不安で年を越される方も同様にいます。地元商店街や飲食関係の事業者は、後継者の離職、廃業となった商店もあります。ここで市長にお伺いしたいと思えます。



それでは、担当の課長にお伺いをします。

飲食店等のコロナ対策ガイドラインはどうなっているのかということでございまして、八女市も例外なく飲食店関係の閉店が発生しております。小規模の飲食業は少しずつ改善の兆しが見えてきましたが、まだまだだと思っております。飲食業等のコロナ禍の被害状況は把握をしておりますでしょうか。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

コロナ禍の中の状況については、全てまでは把握はできておりませんが、商工会議所や商工会との情報交換をする中で、小規模の飲食店ではデリバリーや営業のやり方を工夫されまして、現在営業を続けられていると聞いております。

なお、残念ながら閉店をされた店舗も数点あるという情報を得ておる次第でございます。

以上でございます。

**○4番（川口堅志君）**

宴会規模の大型の飲食業は相当ダメージを受けていると思います。いまだに回復の兆しが見えておりません。現在の営業状況の実態は把握をしてあるのでしょうか、また、今後の支援対策は考えてあるのでしょうか、お伺いします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

お答えいたします。

こちらのほうも全ての状況は把握しておりませんが、同じく商工会議所、商工会と情報交換をする中で、飲食業をはじめ様々な業種において、例年の年末年始の状況を取り戻すのはかなり困難だという判断をされていると聞いております。特に今、議員お尋ねの宴会規模の飲食店につきましては、今般のコロナ感染症拡大第3波の状況を見ると相当なダメージを受けられるのではないかと考えているところでございます。

なお、八女市におきましては、本定例会に新型コロナウイルス感染症総合対策の第5弾としまして、商工業者の活性化と市民の個人消費の喚起を目的としまして、八女市プレミアム付商品券助成事業の第2弾をお願いしております。いまだコロナ禍の行き先が見えない中ではありますが、今後も国、県の動きを注視しつつ、商工会議所、商工会や各種団体との連携を図りながら、八女市の産業経済の低迷を招かぬよう対応したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**○4番（川口堅志君）**

ぜひお願いをいたします。

今後いつまで続くか分からない状況の中で、このままでは本当に経済が麻痺をしてしまい



ます。国、県、そして市としても生活の保障はこれ以上困難かと思えます。八女市独自の飲食業界の安全対策を徹底したガイドラインを作成して、安全・安心な営業をサポートする必要もあるかと思えます。現在、飲食業の安全対策依頼はどのようになされているのでしょうか、お伺いをします。

**○商工振興課長（山口幸彦君）**

コロナ対策におけるガイドラインは、国からの助言を得ながら各種業界団体で作成されております。特に飲食業等のサービス業については、国が実施しておりますGo To キャンペーンでありますとか、福岡県が行っております感染防止宣言ステッカーにおいて、これらのガイドラインを採用されている状況でございます。

また、市内では、商工会議所の飲食部会を中心に感染防止宣言ポスターやエチケットマスク入れを独自に作成されまして、50余りの事業所で掲示、配布されている状況であります。また、商工会におかれましては、啓発チラシの配布などの取組が行われております。市としましては、各業界団体がガイドラインを定める中で、国、県の動きを注視しつつ、商工会議所、商工会等の各種団体と連携を図りながら、今後の対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**○4番（川口堅志君）**

ありがとうございました。飲食業界の方々にも私からも安全対策を伝えておきます。今後の経済活動に対しましても、できる限りの対策と安全・安心な八女市のために御尽力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（角田恵一君）**

4番川口堅志議員の質問を終わります。

午後0時50分まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後0時50分 再開

**○議長（角田恵一君）**

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

21番松崎辰義議員の質問を許します。

**○21番（松崎辰義君）**

皆さんお疲れさまでございます。日本共産党の松崎辰義です。昼食休憩の後で眠気も出てくる頃かと思えますが、いましばらくお付き合いをよろしく願いいたします。

三田村市長におかれましては4期目の御当選おめでとうございます。市民の安全・安心と福祉の充実に向けて4年間頑張ってくださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、さきの通告に基づき、一般質問を行います。

まずは、介護保険における要介護認定者の障がい者認定についてであります。

この問題については何回も取り上げてきましたが、ハードルが高くて、認定の請求はするものの、認定に至らないことが多く、ハードルを下げることと認定の簡素化を要求してまいりました。来年3月は確定申告の時期となります。

そこで、障害者控除の申請、認定方法、周知の徹底をどのようにお考えなのか、執行部の見解をお伺いいたします。

次に、災害対策についてであります。

昨年、本年と、2年続けての災害で市民生活は不安なものとなっています。特にここ最近のゲリラ豪雨は山崩れや河川の氾濫と大きな災害が多発しています。昨年改修工事をした同じところが被災する例も少なくありません。今回、国、県と連携して、どのような対策をお考えなのか、お伺いいたします。

次に、避難所対策についてであります。

6月議会から連続して質問をしていますが、コロナ禍の中、避難所における対策、運営が厳しいものになっております。3密を避けての避難は市民の理解と協力なしではできないものではありません。避難所を2倍の46か所に増やしたことで新たな課題も出てきています。これらの課題を解決するには、区長さんをはじめとして地域住民の理解と協力をどのようにするのか。時間のかかる仕事だと思いますが、今後、市民の生命、財産を守るために、どのような対策を進めていかれるのか、お考えをお伺いいたします。また、コロナ対策も併せてお願いいたします。

最後に、子育て支援についてであります。

子どもたちの健やかな成長を願う私たちにとって、コロナ感染症から子どもたちを守ることも大人に課せられた課題だと思えます。日傘の活用については9月議会で質問し、検討するとのことでした。新学期前には結論を出すべきではないかと思えますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、給食費の無償化についてであります。

何度も質問してきましたし、多くの同僚議員も質問をされております。財政的にも大きな負担が出てきますが、今コロナ禍で保護者の皆さんは収入も減っている状況だと思えます。取りあえずコロナが終息するまでの間、無償化を検討できないものかと思えますが、お考えをお伺いいたします。

あとは質問席より順次質問を行いますので、明快な答弁をお願いいたします。

## ○市長（三田村統之君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、介護保険制度についてでございます。

介護保険における要介護認定者の障がい者認定についてでございます。

本市における要介護認定者の障害者控除対象者の認定につきましては、要介護認定する際の要介護認定審査会情報により、所得税法施行令、地方税法施行令の規定に基づいて障がい者等に準ずる者に該当するかを判定いたします。

この税の申告の際に用いることができる障害者控除対象者認定書は、要介護認定者等の申請により発行の手続を行っており、要介護認定等結果通知書に同封するチラシや市ホームページにて周知しているところです。

また、この発行手続につきましては、要介護認定者の申請に係る負担の軽減や公平性などを考慮し、令和2年12月から手続方法を変更しています。

次に、災害対策についてでございます。

大雨による災害が続いているが、対策をどのように考えているのかという御質問でございます。

近年の災害は、激甚化及び頻発化し、いつ、どこで起こるか予想がつかない状況にあります。本市においても今年7月の豪雨により甚大な被害が発生したところです。このような状況の下、市では災害に強い道路、河川等の整備を進めており、今後も国県などと連携しながら対策を講じていきたいと考えております。

次に、避難所対策について、市民への理解と協力をどのように進められるのかという御質問でございます。

避難所対策に係る市民の皆様の御理解、御協力は、今後ますます不可欠であると考えます。本年9月の台風10号接近時には、市の指定・臨時避難所46か所のほかに、行政区単位での地域の避難所を開設していただき、最大2,400人を超える避難者となりましたが、安全な避難に大きく寄与していただきました。

市では、災害時には多くの職員が避難所運営を行いながら、通常業務と併せて復旧・復興業務に当たりますが、災害が激甚化、長期化しますと対応にも限りが出てまいります。

災害時の避難では、まず、自分の身は自分で守る自助が最重要ですが、必ずしもその対応ができない方々などは、避難の誘導や避難所での支援など地域の皆様同士が連携して助け合う共助の考え方が大切であろうと考えます。そのためには、自主防災組織への積極的な支援や防災士の育成・活動強化など、地域との連携を強化してまいりたいと考えております。

次に、コロナ対策をどのように考えているのかという御質問でございます。

今年度の避難所の在り方につきましては、国による「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」、県による「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、八女市避難所開設運営マニュアル（新型コロナウイルス

ス感染症対策版)を作成し、新型コロナウイルス感染症リスクに配慮した避難所開設に取り組んでまいりました。

いまだ終息の兆しが見えないコロナ禍においては、引き続き新型コロナウイルス感染症リスクに配慮した形での避難所運営が求められています。そのためには、分散して避難することによる感染症リスクの軽減が必要であり、地域の避難所の感染症対策が重要であると考えております。その観点から、今年度、自主防災組織が実施する防災活動及び避難所運営に係る資機材等の整備に対する補助制度を進めております。

今後も地域の皆様の御協力を得ながら、コロナ禍に対応した防災体制の充実に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

### ○教育長（橋本吉史君）

21番松崎辰義議員の一般質問にお答えいたします。

#### 3、子育て支援について。

(1) コロナ対策として日傘の活用をどのように考えているのかのお尋ねです。

コロナ対策としての日傘の活用につきましても、直射日光を避けると同時に、身体的距離が取りやすいという利点がある反面、傘を持つ手が塞がる上に視野も狭くなるため、児童生徒の安全確保ができるか心配である等の課題があります。また、現在持っている雨傘を使用すれば済むという声もお聞きしております。今後も引き続き慎重に研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、コロナ対策として給食費の無償化は検討されないのかのお尋ねです。

コロナ対策としての給食費に対する支援としましては、八女市新型コロナウイルス感染症総合対策緊急支援第2弾やめっこ子育て応援金において、全児童生徒に対して給食費2か月分相当の10千円を交付しております。

八女市立学校の保護者の皆様に対しましては、今回の総合対策第5弾までに様々な形で支援をさせていただきました。多くの方々に経済的な影響が及んでいることを考えた上で、どのような形で保護者の皆様に支援したらいいか、総合的に考えてまいります。

また、全国市長会や全国市町村教育委員会連合会を通して、給食費の無償化について国への要望活動も続けてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

### ○21番（松崎辰義君）

市長答弁の中に、障害者控除対象者認定については要介護者の申請に係る負担の軽減や公平性などを考慮して、令和2年12月から手続方法を変更したとおっしゃられましたけれども、どのように変わっているのか、変わってきたのか、今までとはどこがどう違うのか、その点

お伺いいたします。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

障害者控除対象者認定につきましては、12月1日より要綱を改正いたしまして変えておりますが、今まで議会のほうでも御意見をいただきましたように、今までの判断基準が理解しづらい、また、申請の手续に係る窓口での時間が長くかかる、そういう点をこちらでも検討いたしまして、その点を解消したいということで手続を改正しております。

その中で、今までは申請書の内容といたしまして日常生活状況調査というのを設けまして、チェック項目、御本人の状況を申請に来られた方に申告をしてもらう分がありましたけれども、その部分をなくしまして、専門家の見立てによる御本人様の状態の判断という部分だけで判断をしたいということで考えておりまして、介護長寿課のほうで持っております要介護認定の情報の中に、主治医意見書の医師によります御本人様の体の状態の判断、体と認知症関係の状態の判断、それとあと、訪問調査に調査員が伺いますので、その中での判断、それも医師と同じように体の状態と認知症の状態と全体的な判断をする部分がございますので、その判断基準のみによって障害者控除に準ずる形で判断できるかというところを認定するようにということで改正をしております。

**○21番（松崎辰義君）**

ということは、今まではチェックシートという言葉が使われておりましたけれども、いわゆる市が独自に行う、これにつきましてはやっている自治体、やっていない自治体、いろいろでしたけれども、それについてはやらない、あくまでも専門家の意見を判断基準にするということだと思っておりますが、今言われましたように、専門家、医師の判断、それから、訪問調査、この意見というのは若干変わってくる部分もあるかと思っております。その点はどのようにされるのか、お願いします。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

確かにおっしゃいますように、医師が判定された状態像と訪問調査で判定した状態像というのは変わる場合がございます。特に医師が判断された時期と訪問調査に伺った時期が変わった場合等、特に違う場合もございます。そういう場合は障害者控除の認定については重いほうを使わせていただきたいと思いますと考えております。

**○21番（松崎辰義君）**

両方ある場合、違う場合は重たいほうを認定するというので非常に申請者にとっては有利なことだろうと思っておりますが、確認ですけれども、障がい者に該当する人ということで、認知症の場合は日常生活態度がⅡ a からⅢ b、障がい者の日常生活自立等がA、そういうものが言われております。目安でしょうけれども、要介護度が1から3、特別障害者控除に該当

する人、認知症高齢者の日常自立がIVまたはM、障がい高齢者の日常生活がBからCとなっております。要介護度でいうと、4から5の方たちが特別障がい者になると理解しますが、この理解でよろしいのかどうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

介護保険の要介護度が4から5が特別障がい者に準ずるということの見解ですけれども、特別障がい者の基準の障がい者についての認定は、あくまでも機能障害のところ認定がなされております。介護保険のほうの認定につきましては、その方がどれだけ介護を受けられるか、そういう手間について判断をしておりますので、要介護4、5が、特別障がい者に直接結びつくということではないところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

それは分かります。一般的な見方だろうと思います。要介護度4、どれくらいかという、実際に私の父も要介護4でしたけれども、全く歩けない、自立、自分で立てないところで要介護4でした。入院していましたので、帰ってくることはございませんでしたけれども、そういう状況に合わせて特別障がい、必ずしも4がということではないけれども、大体4から5、そういう人たちがそういう認定を受けているということの一般的な考え方ですので、そういうところで判断の一つの基準として、障害者控除、特別障害者控除と理解しているところでございますけれども、それはどうでしょうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

一般的にといいますか、要介護4、5の方につきましては、確かにそういう方については認知症の部分と体の部分と含めて介護度を出しておりますけれども、体の部分で言いますと、今考えているところでは要介護4、5の方については、何らか今申しました医師のほうの意見書、訪問調査で出てきた状態像、そういう中である程度の数値、例えば、先ほど議員がおっしゃいましたような知的のほうでしたら、段階がⅢですとか、あと、体のほうでしたら、Bですとか（135ページで訂正）、それ以上の部分が出てきていると思いますので、そういうところで認定の対象になると考えております。

**○21番（松崎辰義君）**

要は専門家のお医者さんや訪問調査の意見、そして、さっき言われたように、重きほうを採用していく場合、そういうことというのは出てくる可能性は十分あるだろうと思います。といいますのも、障害者控除、それから、特別障害者控除の控除額が随分違いますので、それは大きなものだと思いますし、特別障がいを受けるということはそれだけ負担が重たいと思っております。うちもとにかく入院して帰ることはできませんでしたように、自宅でのということがなかなかできない状態になってくるだろうと思うんですね。その負担というの

は家族にとっては非常に重たいものがある。それについてはそういうところで特別障害者控除を認めていくということも大事かと思いますが、その考えでよろしいでしょうか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

お答えいたします。

先ほどお答えいたしました中で、体の状態がB以上、知的の状態がⅢ以上と申し上げましたが、これは特別障がいについては、知的障がいについてはⅣまたはM、体の状態につきましてはCというところで、すみません、その点は訂正させていただきます。（134ページを訂正）

確かにそういう介護を担っていただいている方、そういう御家族の負担も十分考慮しながら、こういう制度が十分活用されていきますように努めていきたいと考えております。

**○21番（松崎辰義君）**

それから、この中でもホームページやチラシ等でとありましたけれども、以前も申し上げましたように、認定を受ける方についてはきちんとその人にチラシを郵送する。もちろんホームページも結構です。しかし、なかなか高齢者の方はホームページを見るということができませんと言ったら語弊があるかもしれませんが、なかなか見ようとはされないのが現状だろうと思いますので、ぜひそういう方が安心して見て、分からないところは担当課に尋ねればよいことですから、そういう形で高齢者に優しい案内の仕方も十分やっていただきたいと思います。

それと併せて、もう一つ、これは5年間遡ることができるとなっております。もちろん前お伺いしたときも5年間遡ってされた方も現状ではいらっしゃるということですが、実は今回こういう手続を変えたことで、遡って申請したい方は随分いらっしゃるんじゃないかと思っております。もちろん5年前がそういう状態であったということがきちんと証明されなければなりませんけれども、5年間遡っての申請に対してもきちんと説明をして、その人が5年間遡って申請できるような手続の方法とか案内とか、そういうこともやってほしいと思いますが、いかがですか。

**○介護長寿課長（橋本妙子君）**

5年間遡って認定書の発行を行っているところです。必要な方には発行できるようにその御案内をしたいと考えております。

**○21番（松崎辰義君）**

コロナ禍の中でそれぞれ市民の皆さん収入は減っているのが現状だろうと思っております。こういうことで控除ができれば、非常に助かると思いますので、親切丁寧な御案内のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、災害対策についてお伺ひいたします。

先ほども登壇して申しましたように、非常に災害が続けて起きる状況が今続いております、去年と今年。来年も起きる可能性があるわけですがけれども、非常に皆さん心配されているのが現状です。

私たち、今年の7月21日に建設経済委員会で被災状況を視察いたしました。さっき言いましたように、まさに昨年被災したところ、白木や星野など、同じ場所がまた被災しているという状況ですね。これは何なのかなと。きちんと改修したはずなのに、また同じところが。聞くところでは、雨の量、水量、それから勢い、そういうものが年々ひどくなっている。つまり、そういうことも勘案しながら改修に当たらなければならないと思っておりますし、県との交渉、国との交渉、そこも含めてなかなか大変だとは思いますが、そういうところが非常に今後大切になってくるのではないかと思っております。その点どのようにお考えか、お願いします。

#### ○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、ここ数年、八女市においても大変甚大な被害が起きておりまして、災害復旧事業に努めてきております。ここ数年の豪雨災害については、短時間に集中した豪雨が発生しているという状況にあるかと思っております。

一つの例としまして、河川の災害において、災害復旧事業は原形復旧が基本、原則でございまして、国が示します災害復旧の工法に基づいて申請するわけでございます。で、災害査定を受けて決定を受けるわけでございますけれども、短時間に集中した豪雨に絡みまして、河川の災害の場合につきまして、河床、川底が短期間に集中した水の流れが来る関係で河床が下がる、掘れるという関係がございまして、そういったところにつきまして原形に復旧するという形になりますけれども、埋め戻しただけではまた同じような被災を受ける形になりますことから、河床の下がったところはそのままの復旧で、構造物、通常ブロック積みといたしますが、そういったもので復旧を行うんですけれども、今、災害申請をするに当たって、さらなる被害を防止する観点から、河床の下がった部分の一部にまたコンクリートを前にかぶせる、そこからさらに下がらないような修正をやるようなことをやっております。

いかんせん、復旧工法は原則として国が示しております工法が基準でありますので、災害査定を受けて、国の査定官の指導を受けて決定いただく形になりますので、市としてもそういう申請の努力はやっているところでございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

非常に苦労しながら、現場でもいろいろお聞きした中で、短時間でそうなるということで、前よりも掘り下げてやっているけれども、また被災をした状況が続いたと私たちも聞いております。



ですから、じゃ、どこまですればというのがあから私も専門家ではありませんが、そういうことが今起きているということ、きちんと県や、そういうところに知らせてさらなる強度のある対応を要求していく必要があるのかなと思っておりますし、多分そうされると思いますが、そのつもりでしょうか。

**○第二整備室長（堤 辰幸君）**

お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたとおり、国に申請をして災害復旧事業に取り組むところでございますので、国、県の指導をいただきながら、今後さらに安定するような工法に向けた申請を努めていきたいと考えております。

以上です。

**○21番（松崎辰義君）**

ぜひ見てから——ちょっとこれかと思うんですよ。同じ場所が被災するという状況を見ると、せっかく1年前に改修をやったのと思うものですから、そのところはぜひ県、国に対して要望もやっていただきたいと思っております。

それから、これは私、議会で何回も取り上げてまいりましたけれども、矢部川が本当に非常に堤防が危ないのではないかと。というのは、特に柳瀬あたりの区長さんに聞きますと、矢部川の堤防ののり面を歩いていると、ずぼっと足が入ってしまう、そういう箇所が何か所もあるんだと聞いております。ですから、よく言われるのは、堤防を全面改修、いわゆる柳川みたいに全面改修をやってほしいと、ぜひそういう要望を出してくれと毎回のように言われるんですけれども、それと同時に、去年は1級河川の千曲川の氾濫、今年は球磨川の氾濫、毎年1級河川がひどい状況にある。部長のほうにお聞きしましたら、1級河川の見直し、国挙げてやっているということもお聞きしますけれども、1級河川が全国で1万4,062、これだけの1級河川がある。ということは、そう簡単に改修にはなかなか行けないだろうな。2級河川よりも1級河川が倍以上あるんですね。そういうところが今氾濫をしているということですから、かなり粘り強く、また、国、県とも交渉していかなければ、簡単に矢部川の改修もできないのではないかと思っておりますが、この件についてはどのように今後考えていかれるのか、お願いします。

**○建設経済部長（山口英二君）**

お答えいたします。

矢部川につきましては、国の直轄の部分と、それから、上流が県の管理ということで分かれております。それぞれの管理区間につきましては、それぞれの管理者において点検なりされているということで伺っております。

なお、河川につきましては、どうしても下流からの整備が基本ということになりますので、

そこら辺も含めて市としてもいろいろ対策は、県、国等に要望を行っておりますけれども、昨今の災害を受けて、国のほうもかなり危機感を持っておりまして、矢部川につきましても流域プロジェクト会議というのが立ち上がっております、国、県、それから、関係自治体と一緒に今後対策なり、そこら辺を話し合う場が持たれるようになりました。

また、まだ決定ではございませんけれども、国のほうも河川に対する危機感はかなり持っておりまして、国土強靱化が一応今年で終わるということでしたけれども、まだ決定はされておられませんけれども、さらなる延長がされるのではないかとということで今伺っておりますので、国、県と連携しながら、強い河川づくりに努めてまいりたいと思います。

#### ○21番（松崎辰義君）

そういうプロジェクトが持たれて改修に向けての話合いの場があると。ただ、なかなか決定ではないだろうと思いますので、そこからが一仕事かなと思っております。ぜひそういう部分で、市民の安全・安心というところで、本当に地域の人たち、三河だけじゃなく、上妻も含めてですけれども、矢部川沿いの人たちというのは本当に不安なんです。毎回矢部川の危険水位を超えますよね。ですから、どうなるか分からない。そして、ああいう大きな1級河川が氾濫をしていくときに、矢部川もという思いがあるのは当然だと思いますので、そういう部分、粘り強く、今総合計画もつくっておりますけれども、この10年間で何とかしようと、そういう思いでぜひやっていただきたいと思いますが、これについて三田村市長どう思うのか、お願いします。

#### ○市長（三田村統之君）

大変重要な御指摘をいただきましたけれども、八女市が安定して、様々な恵みを生かしながら、心豊かに生活ができるような環境づくりをしていくというのが第5次八女市総合計画の柱でもあるわけですが、しかしながら、災害に影響される部分が非常に大きい、どの事業にしてもそうだろうと思っておりますけれども。したがって、今、部長が申しあげましたように、矢部川は矢原の堤防のところから上流は県の管理になっているわけですが、県にも十分お願いし、また、国にもお願いをしていきたいと思っております。

ただ、下流域が非常に大きな被害も柳川を中心に受けておりますので、下流域を優先的にやっているというのが今の状況ではないかなと。しかし、御承知のように、上流域も今日まで様々な災害が発生いたしておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

#### ○21番（松崎辰義君）

国、県の協力なしではこの問題は八女市独自でするわけではございませんので、ぜひ要望もしながら、そして、それをこちらとしては強い思いで進めていただくよう強く要望しておきたいと思っております。

今年行ってから山間部の災害、これは以前の2012年ですかね、九州北部豪雨のときもそう

でしたけれども、山間部の災害になると通れなくなる、孤立するということがよく出てまいります。山間部においては迂回路の整備、それから、いつも道路を造れと言うわけではないですけれども、何かあったら必ず迂回路ができるような体制、これも非常に重要なことではないかな。陸の孤島をつくってはいけないと思っております。この迂回路の問題については今後どのように考えていかれるのか、お願いします。

○第二整備室長（堤 辰幸君）

お答えいたします。

災害発生時の道路が遮断された場合の迂回路につきましては、場所にも応じて考えていかなければならないということとっております。

民家へ行く道路が遮断されるとか、また、収穫期にある農地に行く道路が遮断されるとか、いろいろケースがあるかと思えます。中山間地域におきましては市道においても複数狭小な部分もありましょうし、いろんなパターンがございますけれども、迂回路として判断すべき道路について、災害が発生した時点で早期に通行可能となるように整備に取り組んできているところでございます。

中にはどうしても迂回路がない場所もございます。そういったところにつきましては被災箇所付近の土地を、所有者がいらっしゃいますけれども、そういったところの御相談をして、仮の道を建設させていただいて、復旧が完了するまでの間はそれを通行していただくような対策も講じているところでございます。

いかんせん、災害復旧事業も早期に完成することが通常の生活に戻るものと考えておりますので、当面、復旧するまでの間の迂回路としては市民生活に影響ないように努めてまいりたいと考えております。

○21番（松崎辰義君）

本当に非常に山間部ではそういう場所が多いんだろうと思えますし、九州北部豪雨のときも幾つもの迂回路を造って通っていった覚えがあります。かなり時間はかかっても、行けないんでは困るわけですから、そういう迂回路の整備をきちんとする。と同時に、そういうことを常に考えておく必要があるんじゃないか。必ず今迂回路を造れということじゃありませんけれども、何かあれば、そういうものを速やかに造って、そして、地域の人たちが安心して通行できるような迂回路を含めて災害対策を進めていただくようお願いしておきたいと思えます。

それでは、次の避難所対策についてお伺いいたします。

今回、先ほど答弁の中で、行政区の公民館、三河のほうもたしか4か所ぐらい地域の公民館を開設されたと思っております。全部は回っておりませんが、酒井田の公民館の開設には行ってきましたが、近所の方が近くて安心できるから非常によかったと、高齢者の

方々は避難する場所があつてよかつたと喜んでおられました。

今回、地域の行政区の公民館の避難所の開設というのは幾つぐらいされたのか、お願いします。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

今回、7月豪雨並びに台風10号、こちらのほうが八女市に甚大な被害をもたらしたということで、実際のところは台風10号のほうが避難者の方も多うございました。7月の教訓を受けてということもあつたらうとも思います。

この台風10号、9月の避難者についてですけれども、市の指定避難所、臨時避難所は46か所開設しております。それと、今、議員おっしゃいました、行政区や自主防災組織で開設していただいた地域の避難所が74か所開設していただいているところでございます。

**○21番（松崎辰義君）**

非常に地域の方の協力というのが今あつているんだということを改めて思うところですが、こういうときに本当に避難所の問題、防災についてやっていかなければならないと思っておりますが、今回私も、南中、三河小学校、また、地域の避難所を見てまいりましたけれども、三河小学校については、本当に段ボールのベッド、パーティションも含めて、きちんとされており、避難された方の安心した顔が見られたというのが三河小学校でした。ところが、南中におきましては、確かに避難された方も非常に少なかったんですけれども、やっぱり何もない。

コロナ対策含めて、全ての避難所でやる必要性、分散型避難ということを行っているわけですから、コロナ対策として、46か所、倍にした、地域の避難所も開設していただく、その割にはそういうものがなされていないと思います。そういうところを今後どのようにしていくのか。

それから、私は再三言いましたけれども、せめて受付のところにポスターを貼りましょうと、3密は避けるようにと。三河小学校で受付の方に聞きました。ポスターはどうした、ないのかいと聞いたら、探しておられました。非常にそういう部分も、多分前よりもきちんと研修を受けられた部分は感じました。しかし、まだまだ不十分な点があるのではないかと。そういう部分をどのように今後されていこうと考えてあるのか。

それから、さっき言いましたように、全てのところで、パーティションも含めて段ボールベッド、そういうものの必要性、臨時にしても避難所ですから、その必要性はあるのではないかなと思っておりますが、その点どのようにお考えですか。

**○防災安全課長（古家 浩君）**

お答えいたします。

まず、今回といいますか、今年度コロナ感染症対策の避難所ということで八女市の避難所におきましても、パーティションや段ボールベッドの導入が初めてでございました。特に段ボールベッドのほうについては7月の豪雨の際に急遽用意したという経緯もございます。その後、各避難所のほうに、パーティションは全ての避難所に設置というか配備をさせていただいておりますし、ベッドのほうも避難者が多い箇所について配置をしてきたところでございます。

それと、今後につきましては、本年同様、コロナ禍がまだ収まる気配がございませんので、こういった仕切り等、感染症に配慮した備蓄品等も整備していかなくてはならないと思っておりますし、議員先ほどおっしゃいましたように、地域の避難所、こちらにつきましても分散避難の意味を込めたところで、今年度補助事業も取り組ませていただいておりますので、そういった形での備蓄品関係の購入等でもって避難所の充実を図っていきたいとも思っております。

以上でございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

なかなか46か所全てを準備するというのは大変だと思うんですよ。でも、これは避難所ですから、やらなければならないことだと思っております。パーティションのことをさっき全ての避難所だと言われましたけど、南中はなかったですよ。ですから、そういうものもきちんと——用意はしていたんだけど、立てていなかったのかもしれない。ただ、そこはそこに行った人がきちんとできるような体制というのは、それが一つの指導であろうかと思っておりますので。

それと、職員の方だけでは大変だと思うんです。ですから、地域の方、防災士の方、どうしますか、防災士の方にどういう声をかけましたかということで、声はかけていないということでした。なかなかうちでも今そういう話、うちでもというのはおかしいですけど、三河のまちづくり協議会で避難所の問題を扱って、何とかしようということで話し合いを始めたところです。そこで言われるのが、防災士の方はいらっしゃるんだろうけれども、地域からきちんと声をかけないと、防災士の方も何をしたいか分からない、一人でどうするんだというところがあるから、こちらからそういう方々を探して声かけて、一緒に考えてくれませんかという声をかける必要はあるだろうと、そういう出会いの場をセットしていただくというか、行政のほうもそういうお手伝いも、中身についてはそれぞれが話し合えばいいことだと思いますので、セットすることでそういう話し合いの場が生まれる、防災士の方が自分の学習したことを大いに生かせる、そういう場面が出てくるんじゃないかと思いますが、その点、今後どうされますか。

#### ○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

災害時の避難におきましては、市長答弁にもありましたように、まず、自助や共助、そういうところが本当の基本の基本だと思います。これを行うというか、逃げる逃げないの判断とか、そういったものも大変必要なものでございます。これは各地域、特に八女市は広大な地域でございますので、置かれておる地区の条件というのが全然違ってまいります。こういった単位での取決めというか、中身についてはそれぞれのところでそれぞれ話し合うということが必要でありますし、このため自主防災組織等でこのような避難計画等を策定される場合には、市のほうも携わらせていただいたり、助言申し上げたり、協議させていただいているところでございます。

議員おっしゃいましたように、各自主防災組織単位等でリーダーとなられるような方々を市のほうでも養成しておりますけれども、そういった方々の今後の活躍の場というか、活動の場ということも話し合っていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

ぜひそういうものの仕掛けを行政が率先してやっていただければ、あと、地域のほうで十分話し合っていいただければいいことだと思いますので、まずは、そういう場をつくることだと思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう一つ、ひょっとしたら私が見逃しているのかもしれませんが、避難所に授乳室、そういうものはどうされているのか。というのは、1歳5か月ぐらいまでかな、あとは物を食べるように赤ちゃんもなってきますので。ただ、そういうものがないと、なかなか若いお母さんは避難所に行きたくないということもあるんじゃないかと思うんですね。ですから、今後そういう授乳室をきちんと幾つか作るとか、また、車椅子の方が安全に行けるように車椅子対応もきちんとやっていく、そういうところも今後の避難所としては非常に重要な課題だろうと思っておりますので、ぜひその点も併せてやっていただきたい、これは要望しておきます。

それから、コロナ対策ですけれども、やっぱり一番の問題だとまだ思っております。これをどうするかということ。なかなか——今日お聞きしましたら、保健師さんが16名いらっしゃるということで、2名ずつの体制で実際に避難所に出かけていくということではないけれども、電話対応でどういう指示がいいのか、そういうことをやっていくということで聞いております。大事なことだろうと思えます。

コロナかどうかというのは我々も分からないわけですね。でも、発熱というのは分かりますから、発熱した場合、どうするのか。本当にマニュアルを見ますと、別室できちんと言われております。

例えば、今体育館が非常に多いですけど、別教室に。ただ、お年寄りが1人教室にぽつんというのもどうなのか、そこをどういうふうにその人たちを見ていくのかということもこれからの課題だろうと思っております。

そういうことも含めて、本当に避難所の課題というのは数限りなく出てくるだろうと思っております。そういうものを一つ一つ、この全てが、例えば、7月、梅雨時期とか、それ以降、すぐやりなさいということはなかなかできないだろうと思うんです。ですから、こういうものをきちんと計画しながら、一つ一つやっていくことが大事かなと思っておりますし、そういう保健師さんとの連携、病院との連携、保健所との連携、こういうものを、その避難所に行った方がきちっとできるような体制、職員の方が中心になりますけれども、その人たちがそういう指示ができるような体制、そして、その人たちが今度は地域の人たちに指示をして、お願いをして、協力してもらえようような体制、そういうものを地域でつくり上げていく必要があるだろうと思うんですね。ですから、そういうものを今後どうつくっていくのか、そこが一番大事だろうと思います。

それを思うときに、今、避難所とか、そういう問題じゃなくて、本当にこれから防災計画をどうするのか、地域で防災計画をつくろうじゃないかということも必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、その点どのようにお考えか、お願いします。

#### ○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

いわゆる地区防災計画、防災計画には国の基本計画というものがまず大前提としてございます、福岡県の地域防災計画と八女市の地域防災計画がございます。特に八女市は、先ほど申しましたように、広大な地域でございます、条件等もかなり変わってきておりますので、一概論的に防災計画を定めているものではございませんけれども、各地区ごとに環境的なものは全く違っておりますので、自主防災組織単位、もしくは地区単位で防災計画を今後練っていく必要というか、最重要視しているところでございます。

#### ○21番（松崎辰義君）

今、八女市において、たしか九十何%と以前言われたかと思いますが、自主防災組織はどれだけありますか。

#### ○防災安全課長（古家 浩君）

お答えいたします。

自主防災組織、本年4月、年度初めで結成されておる自主防災組織は209ございました。それで、あと自主防災組織になり得るだろう行政区、まだ未結成、未組織化の行政区と捉えておりますけれども、こちらが10ございましたので、対象となる地区としましては219と我々は思っているところでございます。

それと、11月末現在までに本年度この10の未組織の自主防災組織のうち6組織が組織化されましたので、現在215になっているところでございます。

以上です。

#### ○21番（松崎辰義君）

この自主防災組織が本当にどういうものなのか、きちんと把握する必要があると私は思っております。自主防災組織はあるものの、実際に誰がしよるのかも分からん、何人おるのかも分からん。

ある区長さんは自主防災組織はあると聞いていたので安心していたら、中身をきちんと調べたら、何にもない、規約も何にもないということで、改めて自主防災組織を構築したと聞きます。ある方は、おたくのところでは自主防災組織はどんなにしていますかと言ったら、いや、自主防災組織と言えるかどうか、災害のときはどこどこに避難してくださいと初めて連絡がありましたと。それぞれに形は違いただろうけれども、自主防災組織を中心に防災計画ができるのかどうかもなかなか難しい部分があると思っております。

ですから、自主防災組織そのものをきちんと構築し直す必要性も今あるのではないかな。その中で今後は防災計画をつくっていただく、そういうことが必要になってくるかなと思いますので、そのことも含めて、地域に入って区長さんを中心に話し合いをしていく。区長さんがその行政を動かしていらっしゃるんで、区長さん抜きではなかなか厳しいだろうと思うんですね、自主防災組織だけでは。ほとんどが区長さんも入られておりますけれども、そういう部分の再構築も含めて地域で話し合いをする必要があるんだろうと思いますので、その点はよろしく願いをいたします。

もう時間がありませんので、最後の子育て支援のほうに行かせていただきます。

もう一点だけ、さっき言われましたように、私、八女市の地区防災計画のひな形というのを頂きました。これを基に実は三河でも防災計画をつくったらどうかということで区長代表の方に話をして、まちづくり協議会で検討しますと、まだつくるとは言ってもらっていませんけれども、そう言っていただきました。まちづくり協議会では避難所の問題をきちんとアンケートも取りながらやりたいということですから、防災計画につながるものだと私は思っております。ぜひそういうことを広げていただきたい。こういうものはありますから、こういうものを基に計画をしてみませんかというPRも大いにやっていただければと思っております。

教育委員会のほうにお尋ねします。

日傘の利用についてということで、日傘については、さっき言われたように危険性もあります。安全性もあります。両面持っているんですね。これは全てだと思っております。何で日傘が危ないのか。雨が降ったら傘を差すのは当たり前なんですね。でも、今まで天気がい



いから日傘を差すという子どもたちの習慣はありませんでした。帽子はかぶっております。一つはそれの違いがあるだろうと思います。

これについては賛否両論あることはよく分かっております。しかし、今、熱中症問題含めてコロナ対策、コロナから子どもたちをどう守るか、これができるのであれば、取りあえずはやってみる、大いにやってみる必要性はあるかと思っております。

今、小学校の子どもたち、中学校の子どもたち、どれほど。これはなぜ聞くかという、日傘を買ってやるとしたら、これは以前も言いましたように、1本2千円程度するそうです、いいものを買えばですね、ですから、どれぐらいの費用が要るのかということで、今、小学生、中学生、どれぐらいの人数がおりますか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

お答えいたします。

小学生が約3,000人おります。中学生が約1,400人ほどおります。

議員のほうに前回の打合せのあったときにお知らせいたしましたように、それに2千円を掛けますと、9,000千円弱の予算が必要になってくるかと思っております。

**○21番（松崎辰義君）**

9,000千円の予算が多いのか少ないのか、これも議論があるところだろうと思いますけれども、これで全てコロナが防げるわけでもありません。でも、熱中症は防げると思います。

ふだんに傘を差さないから、それによって視界が遮られる、そういうものがある。でも、雨の日は子どもはちゃんと差していくんですよ。要はそれを学校でどういう指導をしていくのか、家庭でどういう指導をしていくのか。子どもたちを守るために、まずはやってみよう、そういう必要性はあるかと思いますが、教育長いかがですか。

**○教育長（橋本吉史君）**

お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、コロナ対策として、あるいは熱中症対策として様々な対策があろうかと思えます。日傘もその一つであろうと思えます。全体的な大きな考え方としましてはコロナ対策に関しましては万全というのはあり得ないわけですね。ですので、リスクは付き物でもないし、ゼロリスクでもないと思っています。

ですので、そのリスク回避を目指しながらもどこかで様々なリスクをてんびんにかけながら判断をしていかなくちやいけないと思っています。効果も含めてですね。

そうなったときに、近隣の様子を聞いてみますと、一番難しいのは徹底させるということですね。校内のマスクの着用とちょっと違いますので、先ほどおっしゃったように、そういった文化がなかなかございませんので、それを徹底させるということは現実問題としてとても難しいとは聞いております。

それと、先ほど出ました中学生の場合、中学生は自転車通学が随分おります。ここももちろん差せませんし、八女市の特殊性として中山間地の子どもの34%ぐらいはバス通学です、スクールバスです。そういったことも全部含めながら、選択肢の一つとしては研究することは大事なのかなとは思いますが、現在ではまだ導入ということは考えていないところ  
です。

○議長（角田恵一君）

松崎議員、時間も迫っておりますので、お願いします。

○21番（松崎辰義君）

はい。ぜひ新学期までには結論も、さっき登壇して言いましたように考えていただければ  
と思います。

それから、学校給食の無償化、せめてコロナの期間だけでもということでは言いました。こ  
れについては再三いろいろな同僚議員が質問をされて、これも私、何遍も質問して、大きな予  
算が要るから簡単ではないということもよく分かっております。ただ、そういうことも含め  
ながら、子どもたちのために何ができるのか、これを考えていくのが我々大人の仕事だと思  
いますので、どうかそういう観点で考えていただくようお願いして私の質問を終わります。

○議長（角田恵一君）

21番松崎辰義議員の質問を終わります。

午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時3分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

17番森茂生議員の質問を許します。

○17番（森 茂生君）

本日の最後の一般質問です。しばらくの間、お付き合いをよろしく申し上げます。

また、三田村市長におかれましては当選おめでとうございます。（「ありがとうございます  
す」と呼ぶ者あり）

まず第1番目に、地球温暖化対策について質問を行います。

地球温暖化対策として、気候変動に関する国際連合枠組条約が採択され、1997年に各国の  
温室効果ガス排出削減目標を定めた京都議定書が採択されました。日本では平成28年に地球  
温暖化対策が閣議決定され、2013年比で2030年までに26%削減することを目標としておりま  
す。

EUの欧州委員会は、先月11月19日に洋上風力発電を2050年までに現行の12ギガワットか

ら300ギガワットの25倍に増やすと発表しました。2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにすることを目標とするものであります。

イギリスでは、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする目標を法律に明記しました。その実現のため、ガソリン車とディーゼル車の新車販売を2030年から禁止する方針です。

米カリフォルニア州は、2035年までに州内で販売される全新車を排ガスを出さないゼロエミッション車にするよう義務づける方針です。

カナダのケベック州も、2035年までにガソリン車の新車販売を禁止すると発表しました。

国連によりますと、世界196か国ですけれども、既に120か国が2050年排出ゼロ目標を掲げております。

本年10月26日、菅総理は所信表明演説で、我が国は2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ、すなわち2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言いたしますと力説しました。

その後、11月21日に始まりました20か国・地域首脳会議においても、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする政府目標を強調しました。新聞では、その決意表明により脱炭素社会の実現は国際公約の位置づけになったと報道しました。さらに、脱炭素に向けた流れが決定的だとも報道しております。

12月3日、日本政府は、地球温暖化対策の一環としてガソリン車の新車販売を2030年半ばに禁止する方向で調整に入ったという報道が行われております。

一方、地方自治体では、2050年度までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明している自治体は173に達しております。これは総人口の6割を超えております。新聞では、気象災害が増える中、政府より高い目標を掲げ、自治体レベルで脱炭素を目指す草の根の動きは加速していると報道しております。

地球温暖化について市長の見解をお伺いします。

また、地球温暖化対策実行計画の今後の取組について、新市庁舎の二酸化炭素削減に向けた取組について、学校給食の地産地消の推進について、保育所などの指導監査の結果について、さきの発言通告に基づき発言席にて質問をいたします。よろしく願いをいたします。

#### ○市長（三田村統之君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、地球温暖化対策についてでございます。

地球温暖化についての市長の見解はというお尋ねでございます。

地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、その主因は人為的な温室効果ガス排出量の増加であると言われます。脱炭素社会の実現に向けて、行政の役割の

重要性は高まっていると考えております。

八女市地球温暖化対策実行計画、事務事業編の進捗状況、今後の取組についてでございますが、当該計画は市役所の事務事業活動に伴うエネルギー削減に努めて地球温暖化防止を図るものであり、庁内の横断的な取組を図りながら対応しております。

今後につきましては、地球温暖化対策を取り巻く情勢等を勘案しながら、次期の計画策定も見据えて事業の推進を図ってまいります。

新庁舎建設の二酸化炭素削減に向けた考え方はというお尋ねでございます。

新庁舎の設計においては、吹き抜けを介した自然採光や自然換気、太陽光、地中熱等の自然エネルギーの活用を計画しております。また、断熱性に優れたロー・イーガラスや日射遮蔽のための木ルーバー、LED照明や人感・昼光センサー制御の高効率機器など、多様な省エネルギー設備機器を採用、導入することにより電力の使用を抑え、二酸化炭素排出を抑制する、環境に優しいエコ庁舎を目指しております。

次に、学校給食につきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に子育て支援について答弁いたします。

子育て支援についてでございますが、保育所など指導監査方法及びその結果について。

保育所については、令和2年7月1日から9月16日までの間に各施設を訪問し、県との役割分担による合同監査を実施し、また、幼稚園、認定こども園及び小規模保育所については、10月に市単独の監査を実施しました。

児童処遇、保育所の運営管理及び支払った給付費の適正管理について、帳簿や聞き取りにより確認した結果、9月定例会で御質問いただきました登園自粛要請期間における職員の人件費及び勤務日数等の取扱いについては、職員の希望に沿わない日額雇用職員の休業や月額雇用職員の賃金の変更等はありませんでした。

各施設に対する監査結果は、10月から11月にかけて通知しています。

なお、改善が必要な施設につきましては、12月中旬までの改善報告を求めており、その内容については市のホームページで公表いたします。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○教育長（橋本吉史君）

17番森茂生議員の一般質問にお答えをいたします。

2、学校給食について、1、食育の推進、学校給食の地産地消についての教育長の見解はとのお尋ねです。

食育の推進につきましては、児童の心身の調和的発達を図るために、食育の推進を通して望ましい食習慣を身につけるなど健康的な生活習慣を形成することが大切であると考えております。

教育委員会としましても、給食の時間はもちろん、家庭科や特別活動における指導も相互に関連させながら、学校教育活動全体として取り組むよう指導の充実を図っているところがございます。

学校給食の地産地消につきましても、食育推進における創意工夫の一つとして取り組んでおります。毎月1回の地産地消の日に地元の食材を学校給食で使用したり、そこで使用した地元の食材について児童生徒に紹介して、地元の食材のよさについて指導しております。

また、地産地消の日以外の日でも、できる限り地元産食材を納品するように業者に依頼をしております。

次に、学校給食における地場産使用割合の向上についての考えはとのお尋ねでございます。

地元産（八女産）と福岡県産を合わせた地場産使用割合につきましては、平成30年6月分の26.74%を引き上げるために鋭意努力を続けているところです。

以上、御答弁申し上げます。

#### ○17番（森 茂生君）

先ほども申し上げましたけれども、菅総理が2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする宣言を行いました。それに先立って、地方自治体でも173がそのような宣言をしておりました。また、29の自治体で気候非常事態宣言というのをを出しております。菅総理が表明したことによって、この流れが急速に脱炭素社会に向けて動き出すのだと私は思っております。

それで、そもそもいいのでしょうか、もう既に皆さん御承知かと思えますけれども、温室効果ガスといえば二酸化炭素が一番多く、次がメタン、このメタンと二酸化炭素で恐らく90%以上になるようです。そのほかにフロンやら一酸化二窒素など約6種類が温室効果ガスと言われておりますけれども、その中で日本の二酸化炭素排出は、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで5番目に排出が多いと言われております。

そこで、1つ疑問といいましょうか、そもそも二酸化炭素とはどこから来るのかというのが私疑問でしたので、皆さん御存じかと思えますけれども、なぜ二酸化炭素ができてくるのか、どこから来るのかというのをちょっと勉強しましたので、しばらくの間、聞いていただきたいと思えます。

これは、160年前にファラデーという学者が「ロウソクの科学について」という講演を——160年前、産業革命のさなかかと思えますけれども、その本ですけれども、こういうのが出てきます。ろうそくを燃やすと、分かりませんが、炭素を含んでおります。石炭のガスが入った円筒があります。これも燃えます。燃えることによって、空気中で炭素が燃焼することによって二酸化炭素が発生しますということでもあります。

ですから、なかなか二酸化炭素は目に見えませんが、たまには見える場合があるということで、木を燃やせば後に炭が残る。あれがいわゆる炭ですけれども、二酸化炭素に近

いものだ。あれと酸素が燃えることによって、二酸化炭素のガスが発生するということを言っております。

それからもう一つ、実際に炭素が燃えるとき、全てのものが空気中に溶け去ってしまいます。それは気体の燃えたものは気体の形を取るものであって、固体や液体の姿を取ることはありませんということで、燃焼した場合、全て空気中に入ってしまう。そして、非常に空気に対して重い。重いと下にたまって窒息死するんじゃないかという疑問がありましたけれども、空気中に溶け込んでしまうから、そういうことは普通はないです。ただ、井戸なんかのような場所にずっとたまっていくと、下に二酸化炭素がたまる場合がある。

以前、アフリカのカメルーンというところで湖底の下にたまっておったのが爆発して、一挙に二酸化炭素が噴き出したのがあると。それで1,700人ぐらい人間が死亡し、3,500頭ぐらいの家畜が死亡した例があると。これはたまたま標高が高くて、1,000メートル以上で、もともとの空気が薄かった。その中に噴火によって一遍に二酸化炭素が住民を襲ったので、そういう被害が出たけど、普通は空気に溶け込んでしまうからそういう被害はまず起きないだろうということが言われております。要するに炭素を燃やせば、その中から二酸化炭素が発生する。これが一番大本の考え方だと私は思っております。

そういう中ですけれども、その炭素が増えれば増えるほど温暖化していくわけですが、金星という惑星がありますが、太さも地球と似ているようですが、あそこはほとんど二酸化炭素のガスで覆われていると言われております。それで、地域の表面の温度は460度ということで、二酸化炭素が増えて温室効果ガスがたまればたまるほど限りなく温度が上がっていくと。金星を見れば、一つの例になるということが言われております。

以上、講釈を述べましたけれども、こういうことで、今、これを減らさないとどんどん地球が温暖化して異常気象なんかを引き起こしていくというのが言われているわけです。そういうわけですので、今ようやくいいましょうか、世界が二酸化炭素削減、主には二酸化炭素削減に向けて鋭意努力をしているところであります。

それで、1つお尋ねしますけれども、カーボンニュートラルとよく言われますけれども、これは環境課長が一番詳しいでしょうから、カーボンニュートラル——炭素を実質ゼロ、分かったようで非常に分かりにくいわけですので、インターネットでも流れておりますので、実質ゼロというのはどういう状態を言うのか、お尋ねをいたします。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

カーボンニュートラルとはという御質問でございますけれども、一言で申し上げますと、環境における炭素量に対して中立であるという意味で、ニュートラルという言葉が使われます。

ある生産や活動を行うと二酸化炭素が排出される。この二酸化炭素をカーボンといいますけれども、この量と吸収される二酸化炭素の量、これが同じ量であるという状態のことをカーボンニュートラルと表現されております。

具体的には、その吸収というのが森林の光合成による吸収でありますとか、そういったところで排出と吸収が同量になるという意味合いとなります。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

分かったようで分かりません。私が勉強した範囲では、たき物、まきを燃やせば、もちろん二酸化炭素は出るけれども、今まで吸収していた分があるので、プラス・マイナスしてゼロという考え方のようです。ですから、まきを幾ら燃やしても、いわゆるゼロの状態と。ただ、化石燃料を燃やせば、その分、二酸化炭素そのものが増えていくという考え方のようです。

なぜ二酸化炭素が増えれば温度が高くなるのか。ここにベネッセという——これは高校生向けの教育雑誌だと思えますけれども、直接太陽の光で地球表面が暖められて、暖められた表面から赤外線が放出され、一部は宇宙へ逃げていく。その一部が二酸化炭素と一緒になって温室効果ガスに吸収されて、さらにそれが赤外線として放出され、ずっと温度が高くなっていくという理屈のようです。私自身もよく理解していませんけれども、そういう理屈のようです。

1日にどれくらい人間が活動すれば、二酸化炭素を排出しているのか。このベネッセに分かりやすく書いてあります。1日に1人が活動すると、例えば、1番、ピーマン1個26グラム、2番、メロン2個程度2キロ600、3番、小学生の体重程度26キロ、3つの中から選びなさいという設問がされております。環境課長、分かりますか。——もういいです。

#### ○議長（角田恵一君）

森議員に申し上げます。

できれば通告に基づいた質問を早めにお願ひしたいと思ひます。

#### ○17番（森 茂生君）

はい。26キロ、1日に生活する——電気とかいろんなものを使って総合的に全部足した場合、1人の人間が生活すると1日に26キロ、それくらい大きな炭素を人間生活で放出している。だから、日常的に電気、あるいはガソリン、それを減らさなければいけないということのようです。回りくどい言い方で遠回りになりましたけれども、そういう意味で、いろんなところで削減していかないと温暖化は止まらないということのようです。

八女市地球温暖化対策実行計画というのがありますけれども、これに基づいていろいろやられるわけですが、事務事業編、それともう一つ、区域施策編という2種類が大きく

あります。事務事業編は役場、市役所関係、区域施策編というのはそれ以外の全部の地域だろうと思いますけれども、事務事業編の範囲、一口に庁舎だけなのか、あるいはどういうところまでなのか。その事務事業編の対象になる地域、建物、どういったものか、お尋ねをいたします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

事務事業編の対象となる施設等についてでございますけれども、市役所のほうの事務や事業で行う関連施設全てでございますが、指定管理施設、あとは業務委託の施設で、必ずしも有人である施設ということではございませんで、無人施設も含まれます。現在、国のほうに報告している施設の数としましては、243施設となっております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

市役所関係は全てと言っていいと思います。無人ポンプまでその対象になるということですので、はっきり言って事務事業編で減らす目標は全てと理解していいかと思います。指定管理とか、ああいうところも含めた全ての施設だろうと思います。

そこで、目標を立てられておりましたけれども、それがどうなったのか、お尋ねをいたします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

現在、事務事業編は第4次計画となっております、平成29年度から令和3年度までの5か年の計画となっております。そして、内容的には電気やガソリン、水道など幾つかの複数のエネルギー、この使用量を削減していくという目標を掲げております。

現時点では目標値に対しまして、総体的にはほぼ着実にクリアできてきているという状況でございます。令和元年度ベースで未達成の部分としましては、電気と灯油、この部分がまだ努力がちょっと必要な部分かなというところで、実績として確認しているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

ここに結果というのが載っていますけれども、数字が載っていますけれども、結局、CO<sub>2</sub>削減には至りませんでしたという文言があります。第2章の6ページです。しかし、これは発電所の稼働が増えたことにより排出係数が高くなったためと書いてあります。しかし、原油換算では減らしたということがここに書いてありますけれども、なかなか分かりづらいわけですので、ちょっと分かるように説明をお願いします。

**○環境課長（石橋信輝君）**

先ほど複数の電気とか、ガソリンとか、そういったエネルギーの使用量を削減していく、



要は省エネを推進していくということを申し上げました。

ただ、こういったエネルギーの単位というのはそれぞれ異なります。この単位を一つの単位に合わせて、そして、効果測定を図っていく。そのために原油換算という手法が用いられております。

計算方法としましては、それぞれ例えば、電気とかガソリンの使用量に対しまして排出係数というものが定められておりますので、これに乗じて原油換算にして、その原油換算値を比較すると、そして、効果を測定するという仕組みになっております。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

私はなぜこれをお尋ねしたのかといいますと、発電所の排出係数が高くなれば、私たちが幾ら努力しても自動的に自然と高くなってしまいます。ですから、灯油換算すれば減っているけれども、発電のあの係数が高くなると幾ら頑張っても結局は非常に高くなってしまいます。ここにどうも日本の一番みそがあるような気がしてなりません。

なぜならば、私たちが幾ら努力しても、一番排出しているのが石炭なり火力発電所だと言われております。ですから、あそこが活動を休止するなり縮小しない限り、あそこががんがんと発電をして、石炭なんかを使ってどんどん二酸化炭素を排出すれば、幾ら私たちが努力してもその係数が上がるので、削減にはならないという理屈になるようです。ですから、今、日本で求められているのは、外国からも言われていますけれども、とにかく発電所を日本は造っているじゃないか、削減しろ、これが世界中からの声なんです。

実は世界中、火力発電所はやめて自然エネルギーに転換している中で、稼働中が162あるそうです。計画中、建設中が17あるそうです。廃止は1だそうです。世界のみんなから、日本はどういうことをしよるのかという批判の声がここに集まってくるわけです。ですから、ここを減らさない限り、私たち一人一人が頑張っても係数が上がって、全体としては削減になっていかないというのが一番のみそのようですので、当然国に対しても、私たちが頑張るから国もちゃんと頑張らなさいという声をどこかで上げていかなくてはならないと思います。今度、菅総理がああいう発言をされましたので、恐らくそこも変わってくるだろうと思いますけれども、ただ、具体的なことは何一つ言われていないのが現状です。

それと、もう一つ触れなければならないのが原発との関係も出てきます。問題がだんだん大きくなりますので、なかなか小さい自治体では、この話に持っていくのは非常に無理がありますけれども、世界はつながっていますので、全部が頑張ろう、これ以外にないということをお私言いたいわけです。どこの国が頑張る、ここが駄目じゃなしに、みんなが頑張らんことには、つながっておりますので、削減効果が薄れてくる。みんなが頑張る、ここが一番ポイントかと思えます。

そういう中で、市民の皆さん一人一人の努力も必要ですけれども、当然事務事業と。あまり風呂敷を広げたら切りがありませんので、今回は事務事業に絞りますけれども、事務事業を今後どうして減らしていくのか。恐らく数字そのものが、今は2030年に26%削減目標ですけれども、恐らく変わってくるだろうと想像されますので、それを見越したところで今の計画は立てておく必要があると思っています。どういう考えなのか、お尋ねします。

○環境課長（石橋信輝君）

事務事業編、今後の考え方でございますけれども、今ある施設、対象となる施設、本当にそれぞれの所管部署が努力しております、かなり削減のほうはできてきていると思います。

今後、その削減をさらに推進させるという上では、中で使用している設備とか、そういったものをどうするか。あと例えば、これから造っていく施設について再生エネルギー、要はエネルギーをつくる、そういった観点でどういう検討をしていくか。それとあと、これから公共施設の統廃合とか、そういったところも大きく影響してくるだろうと思います。

いずれにしても、今の現行計画が令和3年度まででございます。次、第5次計画の策定を見込んでおるところでございますけれども、専門的な見地もちょっと入れながら、今後の具体的な方針というのは固めていきたいと考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

具体的目標は、今までどおり、国が言ったら国のとおりにやられますか。例えば、よその多くの自治体では政府の先にいって、2050年ゼロ、172ぐらいはもう既に先を越していたわけなんです。どういう目標を持たれるのか、お伺いします。

○環境課長（石橋信輝君）

今後の目標の考え方でございますけれども、国が今示しております2030年度までの削減目標、これは議員おっしゃるように、今回、菅総理が所信表明で宣言されたように、あのパリ協定で目標としている数字だけではなかなか2050年実質ゼロには達しません。ですから、国全体の目標の考え方というの、今後また総理の宣言に基づいていろんな分野で示されてくると思いますので、そういった動きをしっかりと注視して考えていきたいと思ひますし、あと市の中でどういった部分に手をかけていくのかというのは、市の独自の数値を設ける場合はしっかりと調査をしなければいけないと考えております。そういった数値の可視化というのは簡単にできるものではないと思ひますけれども、今後、より具体的な目標を設定する上で、独自の調査というものも描きながら、目標を設定していきたいと考えております。

以上です。

○17番（森 茂生君）

例えば、福岡県では福岡市、北九州市、そして、大木町が以前から国に先んじてゼロ宣言

をしております。ですから、独自でできれば数字を——本当の数字積み上げは難しいかもしれませんが、概略数字を出して、そこに向かっていくんだという意気込みを私は欲しかったんですけれども、数字を出せば出したなりに今度は責任が出てきますので、そう簡単には出せないというのも事実ですけれども、当然最低限、2050年ゼロは上からの指示で自動的にあと1年もしないうちに恐らく来るだろうと私は思っております。ですから、そのような対策は今から取るべきだと思っております。

先ほどいろんな施設があると言われましたけれども、一番多く使う施設、調査されていますかね。例えば、庁舎、べんがら村、恐らくグリーンピア八女、そこら辺が一番多いのかなと私は思っていますけれども、一つ一つの施設の排出量、これは調査されておりますか。

#### ○環境課長（石橋信輝君）

一つ一つの施設のデータは取れております。具体的なところはちょっと今日持ち合わせていない部分もありますが、比較的エネルギー使用量が大きい施設は、べんがら村がいろんな分野で数値が高くなっております。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

恐らく温泉施設もありますので、べんがら村、あるいはグリーンピア八女あたりが一番多いのかなと思っております。

その次にいくのが恐らく庁舎ではないのかなと私は思っていますけれども、今度庁舎が新しく建て替わりますけれども、ここでちょっとお尋ねしたいのは、古い庁舎なら致し方ありませんけれども、今からの庁舎ですので、この庁舎をどういう削減目標でやっていかれるのか。今ならまだ間に合うと思って、私はこの問題を取り上げたわけです。これが固まってしまったら動かせなくなりますので、今のうちにとこの問題を取り上げたんですけれども、庁舎を造るときの削減目標なり、どういう削減計画、目標を持っているのか、お尋ねします。

#### ○新庁舎建設課長（石川幸一君）

このたび、新庁舎建設を計画しております、今、実施設計を行っておる段階でございます。

そうした中で、市長答弁にもございましたとおり、いろんな省エネに優れた機器、また設備、そういうのを積極的に導入するということを市長答弁の中で申し上げたところでございます。

具体的には、自然エネルギーの利用を促進すること、また、建物への負荷をできるだけ減らす。例えば、日射を遮ったり、断熱性の優れたガラスとか、二重サッシとか、ロー・イーガラスとも言いますが、そういうものを採用したり、今度、木ルーバーということで

木を壁に配置しますけれども、そうしたものによって日射を遮蔽したり、ひさしを設けたり、そういうことをいたします。また、LED照明などの機器の採用とか、いろいろセンサーを設けまして、不要な電力を使わないということなども考えておるところです。

そうしたこととか、先ほど申しました自然エネルギーの採用というところで、太陽光、そうした設備も設けますが、どのくらいのあれが可能かどうか分かりませんが、地中熱を利用した空調設備も導入できたというところで、今、最終的な詰めをしているところです。

そうしたものを導入することによって、省エネ率で50%とか、創エネで25%の合計75%ぐらいの削減になるのではないかと計画を今立てているところでございますので、今後、設計会社と詰めて、こうした削減につながるかどうかを慎重に取り組みながら、新しい庁舎をやはり最新のエコ庁舎と申しますか、環境に優しいエコ庁舎になるように取り組んでまいりたいと計画をしております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

環境に関して私も一通り読んでみましたけれども、こう言うのは失礼ですけども、ごくごく一般的な、最新鋭ではあろうけれども、特別なことはないのかなという気はしていましたが、まだ今実施設計中ということですけども、今75%削減を目標とかちょっとと言われましたけれども、そういう目標を立ててありますか。通常のビルよりも75%という意味で聞いてよろしいのでしょうか。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

今申しましたのは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル——ZEB化・省CO<sub>2</sub>促進事業というのがありますが、そういう事業に該当するような設計を今考えているところでございます。

今の段階では、あくまでもそういう目標に近づけるように設計を詰めているところで、最終的にはもうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

今ちらっと言われましたけれども、ゼブを取り入れる予定はあるということですかね。これはZEBという言われ方をしていますけれども、これが一番最新鋭のビルの省エネだろうと私も思っています。それは何種類かありますけれども。

**○新庁舎建設課長（石川幸一君）**

ゼブという事業はいろいろランクがございまして、ゼブというのが全体的な総称と申しますか、全体的な事業のことを申しまして、ランク的にゼブ、ニアリーゼブ、ゼブレディとか、そういう段階がございまして、ゼブと申しますと100%以上ということになりますが、今のところ、うちのシステム上ではニアリーゼブの制度に該当するのではないかと考えていると

ころです。

**○17番（森 茂生君）**

実は非常に喜んでおります。私もぜひ、今調べた範囲では、このゼブというんですかね、ZEB、何かの頭文字を取って、今、一番省エネのビルというのはこのゼブだろうと思えます。先ほど言われますように段階があって、一番低いのは通常のビルより50%削減、その次が75%削減、その次がいわゆるゼロ、プラス・マイナス・ゼロという考え方のようです。

ですから、幾ら削減しても、限度がありますので、電気消費量をゼロには持っていけないわけです。そこで何かというと、当然その中で一定量は創り出すという考え方がその中で出てきて、太陽光なり、バイオマス発電なり、その他のエネルギーを使って、プラス・マイナス最高でゼロ、あるいは売電するということになればマイナス以下という考え方のようです。

せめて75%、私は今造るなら、やっぱりここをしておかんと非常に遅れたビルになるような気がするわけです。ですから、今それを聞いて、非常に私は喜んでおります。

ここに環境省が出している地方公共自治体のゼブ事例というのがありますけれども、今できているもの、できかかっているものが全部で17施設、そのうち7庁舎がこのゼブということで、段階はいろいろあるかもしれませんが、地方公共団体が造るビルは恐らくこれが主流に今後なっていくと私は思っております。

そこで、補助金あたりも恐らく今から出てくると思っております。どこかのビルでは5億円出たとか、いろいろ臆測なり出ていますけれども、ぜひこれを取り入れたら、恐らく今から補助金あたりも環境省が出してくるだろうし、大きくこっちに向かって国もかじを切るような気がします。ですから、どうせ造るなら、環境に優しい今主流であるゼブでやっていただけるならと思っております。新庁舎ですので、私たちが生きている間にできることはないでしょう。そして、国もああいう発言をしております。

市長に確認しますけれども、ぜひ環境に優しい、そして、今でいうゼブのビル、通常のビルより最低50%は削減する。今考えてあるのは75%だそうですけれども、ぜひこういうのに向かって建設を——今ならまだ間に合うと思っておりますので、そこら辺の決断のほうをお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○市長（三田村統之君）**

御質問のとおり、環境問題については庁舎建設についても十分検討していかなければならないと。御指摘の件につきましては、よく調査をし、現段階でどの程度のことが可能になるのか、そういうことも含めて検討してまいりたいと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

ぜひこれは前向きに検討していただきますようお願いいたします。

私が1つ思っているのが、バイオマス発電を度々取り上げてきていますけれども、べんが

ら村、あるいはグリーンピアなんかにありますけれども、あれから一向に増えないわけですよ。私は非常に期待していたんです。

この前、北海道の下川町にも行ってきました。そこでは1つの集落をバイオマス発電だけで、雪が何メートルも積もる北海道の一番北ですけれども、造ってあります。昔、栄村、長野県にありますけれども、そこも5月になってからでないと雪が解けないという豪雪地帯ですけれども、そこは町立病院にバイオマスボイラーを入れて、それで町立病院の熱源を賄っていたという事例もあちこちにあります。

特に八女市は森林が多いですので、このバイオマス発電、鎌田副市長がかなり詳しく今までやってきておられます。最後の質問になるかと思えますけれども、これが増えなかったのは何か欠陥があったのか、それとも、そもそもこのバイオマスはそんなに増やす気はなかったのか、そこら辺のところはどうなのか、お尋ねします。——発電ではなく、ボイラーでした。

#### ○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

ボイラーにつきましては、過去、相当前から、合併して公共施設に相当入れてきました。星野にも入れております。グリーンピア八女にも入れております。

それと民間、市のほうでそういう設備をした後、民間あたりに必要なところ、ゴルフ場とか、病院とか、入れていただくようなところにそういう紹介をしに回った経緯がございます。だから、今も補助金とかいろんなものがございますので、今後も継続して、これは多額の金が必要になってきますので、なかなか民間導入が経営者の方々の考え方——行政が主導はしていきますけれども、なかなか導入は今までが難しかったと。今後も補助についてはありますので、そういった推進を図りながら進めてまいりたいと。

ただ、先ほど言うように個人の経営がございますから、なかなか強く言われなくても当然でございます。そういった面も含めて進めてはきておりますけれども、なかなか実働が、公共施設以外で1つか2つはあったんですけれども、そこから先がなかなか進まなかったということで、市のほうとしてもそれでやめたということではありませんので、今後も継続しながら進めてまいりたい、指導はしていきたいと思っております。

#### ○17番（森 茂生君）

電力なり熱をつくり出すということにおいては、八女市はるる皆さんの質問でありましたように、非常に山林が多い市でありますので、やっぱりこれを有効活用して、多少高くなっても総合的に判断して入れる価値はあるのかなという気はします。ですから、極端に高くつてはいけないというのであれば別ですけれども、庁舎あたりにも入れられるものならば、ぜひ検討していただきたいと思うわけです。

時間が相当過ぎてしまいましたので、次に移ります。

学校給食についてお伺いします。

食育、あるいは学校給食の地産地消、そういうことについて、一生懸命やっているということをお伺いしたのですが、教育長は言われましたので安心しますけれども、1つだけお尋ねしておかねばならないのがあります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、自己評価、自己点検をしなければならない。そして、これに基づいて議会にも公表しなければならないとなっています。これは以前も申し上げましたけれども、教育長が就任されたのが平成30年です。平成30年から健やかな体の育成という中に、地域連携による食育の推進という項目が消えています。それまでは、せめて項目はあったんです。平成26年度まではきちっと評価がされていました。それ以降、評価そのものはありませんでした。そして、平成30年になったら項目すら消えています。これはなぜなのか、教育長、お尋ねします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

議員御承知だろうと思えますけれども、そもそもこれが始まったのが、平成17年の食育基本法から始まっております。その次の年、平成18年に教育基本法が改正されて、そこにいわゆる教育の目標が掲げられました。その次の年、平成19年に学校教育法が改正されて、そこで義務教育の目標が設定されました。

その2つを受けて、平成20年に学校給食法が改正されています。ここの第1条で、いわゆる法の目的の中で食育を推進しようということがうたわれております。実はその年の学習指導要領の改訂で、初めて学習指導要領の総則の中に食育の推進ということがうたわれております。そこから実は学校の中にはそういった概念がきちっと入ってきて、全体計画をもってやっていると。

その後、八女市の場合は平成26年に食育の基本計画と申しますか、これをつくっています。ですから、その年ぐらいからは、食育ということをお伺いした市の方針も相まって学校評価の自己評価の中に具体的に出ておりましたが、その上位項目の中の健康という中に含まれているということで、平成30年にこの文言がなくなっています。

その年に実は組織の改編もございまして、かなり項目を減らしております。この評価項目というのは、主な施策、主なものであって、学校教育の中でこれはやらない、これはやるということはできないわけであって、必ずやっております。たまたまその評価項目にない。時宜を得た評価項目と申しますか、例えば、外国語活動が入ってきたら、それは入れていきます。徹底していかなくは、根づかせていかなくははいけませんので、あるいは道徳科ができたりしたときにはそういったものを入れております。

そういったことを踏まえて、ここに食育という文言がないからといって、ないがしろにしているわけではないということを御理解いただければと思います。

**○17番（森 茂生君）**

ないがしろにしてはいないでしょうけれども、よその学校評価をばっと見てみました。これは公表されていますので。私が見た範囲では全部入っています。ですから、改めて申し上げたわけです。

ですから、特に八女市は農業のまちです。るる言われておりますけれども、当然農業と地域、学校は切り離せない存在です。私たちがPTAの頃は、学校のそばにちょっとした田んぼを設けて、そこにみんなで行って稲刈りしたり、いろいろやっていたことを覚えているんですよ。ですから、そういうのはいつまでも覚えているんですよ。教科書とかを見たのよりも体験というのは非常に大切だろうと思いますので、ないがしろにしていけないのであれば、ぜひ今度は項目まで設けて、毎年ここに書いてありますように自己評価をしていただきたいと思います。

米飯給食は週何遍でしょうか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

基本的には週3回、月に1回地産地消の日を設けておりますので、その地産地消の日が入っております週は週4回、ですから、月4週あるとして、3週が週3回、1週が週4回ということが基本となっております。

**○17番（森 茂生君）**

全国平均、御存じでしょうか。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

全国平均については存じておりませんが、近隣の市町については3回から4回というのが通常であったと思っております。

**○17番（森 茂生君）**

ここにずっと調査結果が出ていますけれども、平成28年が3.4回、平成30年が3.5回です。これは全国平均です。通常、まち方の市なら言いませんけれども、いつかも言いましたように農村のまちです。農村のまちだからこそ、せめて3.5回のところはそれ以上を目指すというのが国の食育の方針なんですよ。4回のところはそれ以上を目指すとうたってあります。ですから、当然八女市の場合、平均は3.5回ですので、せめて4回を早急に私はやっていただきたいと思います。

そういう意味からも、後で言いますけれども、例えば、地場産の使用割合、この前言いましたけれども、5.99%です。全国学校給食自給率調査及び栄養士アンケート結果というのがあります。ちょっと古い数字ですが、平成13年から14年、それを調べた結果、地場産



が11.19%です。倍です。そして、これが地場産と県産と一緒になるから分かりづらかったんですよ。ですから、ここはちゃんと県産米が44.47%、八女市の場合20.75%です。外国産が平均は9.30%です。八女市の場合、25.26%です。これはおたくの数字ですので。ですから、非常に地場産を使う率が低いし、その分、外国からの食物を使っている。数字で出てくるわけです。

教育長、ここを何とかしてもらいたいというのが私の願いなんですけれども、あの評価は別として、この数字をできればもう少し上げていただきたい。教育長の判断があれば大概のことは私はできるんじゃないかなと思っていますので、決意のほどをお伺いします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えをいたします。

今御指摘のとおり、地産地消というときには、いわゆる地元八女産と県まで含めたところでやっています。これは国のほうも目標を立てておりまして、令和2年度、今年度までに30%を目指すということで目標を立てております。国産については80%を目標にすると。

今、本年6月の段階で地産地消のところ、去年は27.6%だったのが今年6月は地産地消のところでも30%を超えております。それと、国産の食材にしても今年は8割を超えております。国の目標も超えております。しかし、今議員おっしゃるようにもっともっと増やしていけたら、それが一番いいなとは思っています。

それで、今御指摘があったような米飯についても、今、うちが平均すると3.25回です。3回と4回の週がありますから、平均すると週に3.25回。ですので、これを3.5、あるいは4にすべく今検討を始めているところです。できるだけ早い段階でそういった形にできたらなと思っています。

そうすることで、地元産の米を使うことでまたその割合も増えてきますし、ただ一つ、報道の中にも書いてありますけれども、食の多様性というか、そういったものもありますので、子どもたちに味わわせなくてはいけないという一方での目標もありますので、今のところ、パン食をゼロにするということは考えておりません。

#### ○17番（森 茂生君）

県の学校給食会の問題がありましたので、せめて米だけでも地場産を、八女産を直接入れられないのかということ言うつもりでしたけれども、時間がありませんので、ちょっと前段は抜きに、ああいう報道がありました。御存じのとおりです。ですから、福岡市も県の学校給食会を頼らずに自前でやるということですので、必ずしも県の学校給食会を通さなければいかんということはないわけでしょう。

ですから、いきなりとは言いませんけれども、せめて米だけでも何かはつきり、例えば、これは黒木のどどこ産の米ですよとか言えるように、ただ学校給食会が八女産を調達して

もらっていますじゃなくして、もう少し具体的に地元の米、これはどこ産、そして、この田んぼで取れたんですよというところまで踏み込むためにも、ぜひ米だけでも直接納入はできないのか。すぐとは言いません。ぜひ考えていただきたい。答弁をお願いします。

**○教育長（橋本吉史君）**

前から申していますが、米に関しては、これは全てJA八女で補っております。八女産を使っております。議員おっしゃるように、どこの田んぼでできたというところまではなかなか言えませんが、全て八女産を使っているということで学校給食会のほうから連絡を受けておりますので、その点については間違いはないだろうと思っております。ですので、そこで米飯の回数を増やしていくということになると、地産地消の観点からもよくなっていくだろうと思っております。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

ちょっと言い足りませんが、次に行きます。

最後に、保育所の指導監査の結果がどうだったのか、発言通告をしておりました。

例えば、出勤簿、休暇簿を確認の上、職員の希望に沿わない日額雇用職員の休業、もろもろ変更がないか確認をしたということです。監査の結果はどうだったのか、簡潔にお願いします。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

令和2年度の八女市の保育所、幼稚園の監査結果でございますけれども、大きくは3点に分けてお話をさせていただきますが、重大な支障が生じている場合ということで、文書の指摘ということで申し上げますけれども、必要に応じて改善報告をいただくというのが1件ございます。

そのほか、重大ではございませんけれども、文書の指導があります。これが33件でございます。

あと、改善が望ましいという形で口頭の指導をしている件数が102件でございます。

件数としましては以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

この前も申し上げましたように、会計検査院が6,000か所の保育所を調べたところ、7億円以上が賃金の上乗せに使われていないことが判明しましたという記事が載っています。また、この前も申し上げましたけれども、今、コロナの関係で、コロナで税金を着服する保育園が続出、休園ビジネスとかいうのが流れています。ですから、八女市の場合、保育士さんに国からの委託費が満額来ているわけです。ですから、それがきちっと届いているのかいな

いのか、はっきり調べられて、そういうのはなかったということで理解してよろしいでしょうか。

**○子育て支援課長（平島英敏君）**

お答えいたします。

先ほど言われましたように、国のほうから県費、国のお金、八女市のお金を給付費という形で交付をしております。その分の使用につきましては、県と合同監査の結果、賃金台帳、全て給与規定等チェックをいたしまして、規定どおり支出をされてあると。そのほか、処遇改善加算というのがまた別にございますけれども、処遇改善加算Ⅰ、処遇改善加算Ⅱそれぞれにつきましても、全て職員の賃金に加算していただいているということでチェックをさせていただいております。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

監査の結果、そうでしたら安心しました。八女市の保育所、保育園、非常に真面目にやっていたかと思っております。私が心配したようなことはなかったと理解をしますので、今後ともよろしくお願いします。

もうちょっとありますので、もう一点だけ言いますと、待機児童、これがぜひ解消できるように今後とも頑張っていただきたいということを最後に申し述べまして、私の質問を終わります。

以上です。

**○議長（角田恵一君）**

17番森茂生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

お疲れさまでした。

午後3時27分 延会